

BUSINESS NEWS

Economic Research Institute for Northeast Asia

第4号5号合併号

中国への翼に期待する

p 1

中国への直行定期航空路は

大連国際部品材料展の成果

p 2

海外ビジネス情報

p 4

韓国

ロシア

モンゴル

北朝鮮

列島環日本海情報

p 9

地方港湾動向

p15

UNIDO の利用について

北東アジア経済交流地域連絡会

の設立へ

セミナー報告

p16

資料1 UNIDO 東京事務所の業務内容

p18

資料2 モンゴル投資セミナー資料 p20

資料3 北朝鮮セミナー発言要旨 p28

1998年1月20日 発行

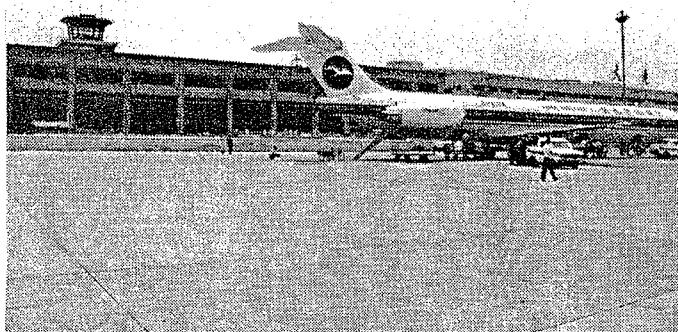
中国への翼に期待する

(財)環日本海経済研究所 経済交流部 駒形正明

昨年の日中航空交渉を受けて日本の地方空港と中国とを結ぶ定期航空路の開設に向けた動きが活発化している。従来、中国へは成田や関西国際空港などを使い北京や上海を通じて目的地に向かうことが多かった。今後、新航空路が開設されれば日本の地方都市から中国の地方都市へ直接入ることができ、環日本海の交流にとって画期的な出来事となる。その反面、乗客の確保という難題も抱え込むことになる。日本海を挟んだ日中定期航空路に期待を込め、現在の動きをまとめてみた。

待望の富山一大連便

大連と富山空港を結ぶ定期航空路は98年4月1日に開設の見通しである。中国北方航空公司の計画では毎週水、土曜日の週2便体制で就航し、機材はダグラス社のMD 82(147人乗り)を使用する方針で運輸省に路線開設の認可申請を行った。富山県では第一便で新原副知事らを派遣する予定で、さらに、「大連空港と富山空港の友好提携」を提案している。これに対し北方航空公司の万明武・常務副経理は積極的に取り組むと前向きの姿勢を示した。大連との定期航空路は成田、関西国際空港、福岡、仙台からすでに就航しているが、日本海側の空港からは富山が初めての路線となる。



ターミナルビルの増築が進む大連空港

上海経由で西安便

新潟空港と西安とを結ぶ路線は、3月21日からの就航予定で最後の調整を進めている。西北航空公司の計画では新潟・西安便は上海を経由し、毎週水、土の

週2便体制を希望し、機材は西北航空が新たに導入するエアバスA 320(158人乗り)を投入する予定である。現在、新潟空港のCIQ関係者と最後のつめを行っている。西北航空が新潟市内に開設する支店事務所の候補地も選定がほぼ決まっている。日本から西安への航空路はすでに名古屋、広島から西北航空が上海経由で就航させているが、日本海側の空港からは初めての路線となる。

日本初のハルビン便

新潟空港とのもう一つの航空路ハルビン便も早ければ3月30日の開設を目指して準備を進めているが、準備がやや遅れており3月中の開設が間に合うかどうか微妙。1月中にも北方航空公司の関係者が新潟入りする予定とのこと。北方航空は毎週月曜日の週1便体制で運航し、機材はMD 82(147人乗り)を使用する予定で、運輸省への認可申請を行った。

新潟県ではハルビン便は日本で最初の路線となるため、首都圏のビジネスマンを中心に他県からの利用客を誘致する為に広く周知を図りたいとしている。

瀋陽便

瀋陽との航空路は関西国際空港に開設される他に、新千歳空港とも路線の開設に向け準備が進められていた。新千歳については、3月から毎週日曜日の週1便運航したいとの中国側の希望があった。ところが新千歳空港の管制を委託されている防衛庁の了解を得るのに時間がかかり、北方航空側から北海道や札幌市に対し防衛庁への働きかけを行うよう要請がなされていた。

ようやく北方航空から運輸省に対し具体的な運行計画を伴った路線開設の認可申請が行われたため、防衛庁との協議が行われる見通しとなった。北方航空側の希望としては4月5日(日)から毎週1便体制で運航したいとしているが、防衛庁との協議が今後どう進展するかで就航期日が変更されることもあり得るため、今後の協議の行方が注目される。

課題は利用客の確保

いずれにしても、日本海側の空港から直接、中国の空港へ乗り入れが可能になることは画期的なことである。従来は日本国内の空港を経由し場合によってさらに中国の北京、上海を経由しなければならぬ大変

不便であった。今回の新航空路の開設により、環日本海地域の移動が非常に便利になる。また、大連、ハルビン、瀋陽などの空港を利用して、中国の他の地域への移動が可能になる。

しかし、課題は利用率の確保である。富山にしても新潟にても新しい中国路線を維持するための利用客を確保するためには県内だけでは不可能で、隣県はもちろん首都圏からの集客が不可欠である。日本海側の各県にとっても利用価値の高い新路線の定着のために、近県が連携し日本と中国の経済交流の動脈として活用していくことが必要である。



中国西北航空公司の航空機
(同社パンフレットより)

第4回大連国際部品材料展の成果

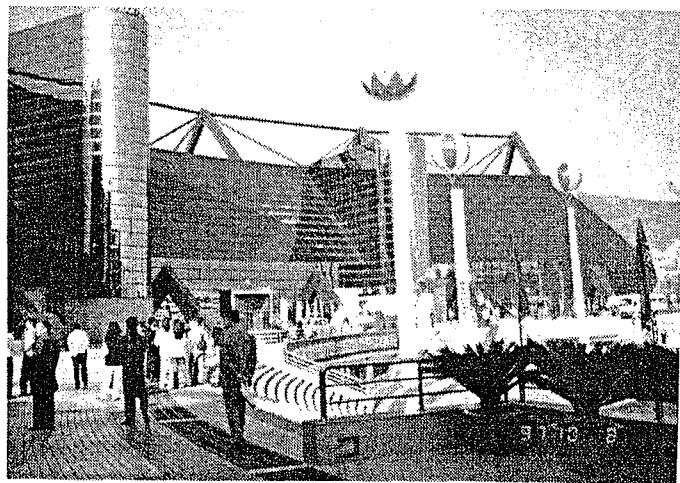
(財)環日本海経済研究所 経済交流部 佐藤 尚

第4回大連国際部品材料展が10月8日から同11日まで「大連市星海会展中心」会場で開催された。ERINAは新潟県と共同で、この展示会への地元企業の参加を呼びかけ、現地参加、展示品参加のみの企業も含め全部で6社の参加を得た。ERINAとしては初めての試みということもあり、展示品の輸入からブースの設営、ブースのアンド、ブースの撤収までの作業に立ち会った。

この展示会は大連JETRO、中国国際貿易促進委員会大連市分会、大連市経済委員会が主催し1994年にスタートした。展示会の特徴は調達したい部品材料のサンプルを展示し、サプライヤーを探すというもの。展示会の成果と今後の課題等を以下に報告する。

1. ブース訪問企業・中国側サプライヤーとその対応

今回の部品材料展に自治体としてブースを設置したのは新潟県と東京都のみであった。東京都の場合は都職員の派遣とパネル展示のみで、企業の担当者が直接ブースに待機する様子はなかった。新潟県内企業は全部で6社の参加をみたが、うち2社は製品展示のみで担当者の派遣はなかった。このためERINAはこの2社の対応を中心に行った。展示した製品のうち一つはオイルバーナーであり、他は小さなガス器具部品の二つであった。両社あわせて約40団体の訪問を受けた。専門的な説明はできないため、担当者の名刺をもらい後日展示会社から連絡させることを約束した。あわせてERINAが企業交流事業を実施していることを説明し、パートナー探しに協力できる点を強調した。全体としては製品を購入したいとするバイヤーの方がサプライヤーより多かった。ただし、サプライヤーは売り込みに熱心で、展示品をサンプルにもらいたいとの要望もあったが日本へ還送扱いのため応じることはできなかった。

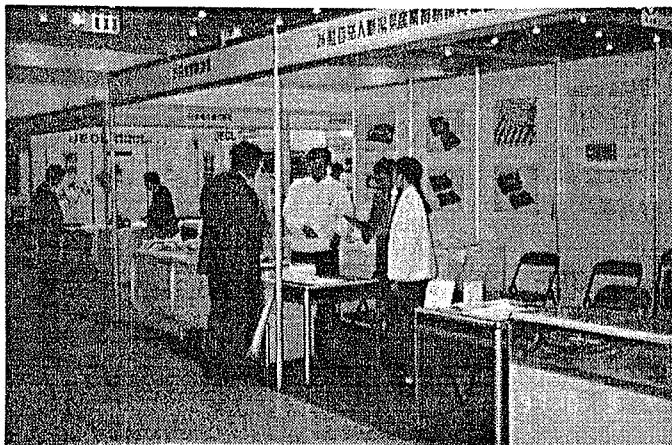


会場となった「大連市星海会展中心」

ブースへの訪問団体は2つのタイプに分類できる。1つは商社であり製品購入、部品供給の両方とも可能であるが、自らは生産しないため部品供給の場合注意が必要である。多くの生産工場と関係を持ち、表面上は要求されたスペックの製品を供与できるが、恒常に品質の安定した製品供与をすることは商社には難しく、商社側の都合で生産工場が変わり品質に問題が出ることも想定される。もう一つは、実際に製品を生産している工場である。この場合要求されたスペックの製品を供与でき恒常に品質を安定させることも

可能であるが、一定水準の品質維持のためバイヤー側の技術指導等が必要となり費用がかさむことになる。さらには、大工場をパートナーにした場合注文のロットが大きくなることも予想され、バイヤー側の数量要求に合致しないことも考えられる。

国際間の取り引きは容易ではないが、短期間で比較的多くの同業者と接触できる点は展示会のメリットである。



新潟県産業貿易振興協会の展示ブース

2. 中国側関係者および日本側出展団体との関係強化について

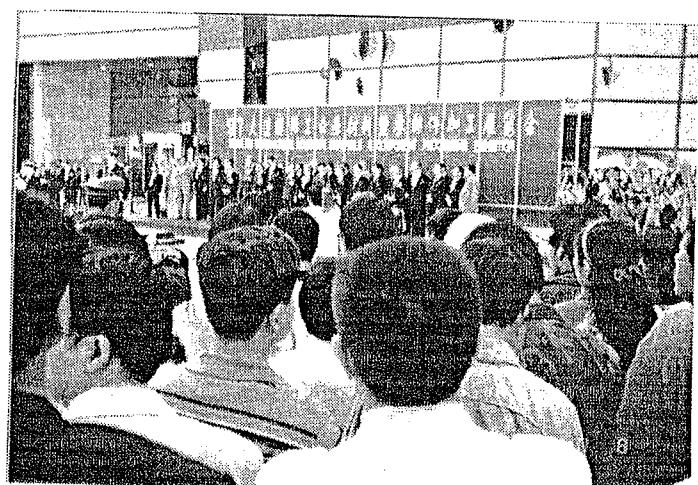
同時に開催された「ビジネスコンベンション」には以下の12自治体の参加があった。新潟県、北九州市、富山県、秋田県、神奈川県、愛媛県、島根県、舞鶴市、福井県大野市、尼崎市、栃木県鹿沼商工会議所、熊本県玉名市。このうち、北九州市については市長が開会式に参列し、ブースも15あまりを占有するなど熱心な対応が見られた。新潟県はJETROに中国ビジネスアドバイザーの派遣を依頼し、現地での対応を一層充実させた。アドバイザーにはJETRO本部より10年以上にわたる中国との実務体験を有する方が訪中し、的確な助言を出展者に行っており、会期後半には中国軽工業界重鎮である李玉旋教授を新潟県関係者に紹介した。李氏は中国軽工業協会機械専業委員会秘書長などを兼務しているが、「このような展示会に参加してパートナーを求めるやり方も有効であるが、北京等に同一の産業の各地域生産責任者を集め、調達したい部品の説明会を実施することも効果があるのではないか」との助言を受けた。必要があれば李教授の力でそのような説明会を開催することも可能であるという。この提言についてはERINAでも今後の事業を実施していく上で参考にしたい。

中国での「軽工業」の概念は日本のそれよりも幅広く金属関連産業ほぼ全般をさす。新潟県の三条、燕など県央地域の金属加工関連はほぼこの範疇に入り、李教授自身も新潟県の産業構造に興味をもち、何らかの形で協力をしたいと述べた。

3. 展示品の輸入通関について

今回が初めての出展のため状況が不明であった。主催者の現地JETROからは展示開始の2日前、すなわち10月6日に展示会場に輸入通関の予定で会場で待機していた。ところが船積み・輸入通関の書類不備のため、7日に検査をする旨税関から指示された。時期を同じくして2つの展示会(部品材料展とビジネスコンベンション)が重なり、部品材料展の荷物がビジネスコンベンションの荷物と混ざってしまい、通関に手間取るなどの手違いもあった。今後の留意事項といい。

ERINAでは来年度も、大連部材展出展・視察団の組成を計画している。ご質問やお問い合わせ等はERINA経済交流部にご連絡を頂きたい。



オープニングセレモニー

海外ビジネスニュース

韓国

「輸入先多角化品目から軽乗用車など25品目解除」

韓国通商産業部は輸入先多角化品目対象 113 品目のうち、①輸出割合が大きく国産化率が高くて他の品目に比べ相対的に競争力が確保された品目、②現在国内で生産されていない品目等を中心に 25 品目を 98 年 1 月から解除することとした。この結果、輸入先多角化品目は、中・小型乗用車、大型カラーテレビなど 88 品目だけが残る。

また、通商産業部は、世界貿易機関(WTO)に通報した日程に基づき、来る 99 年末までに年 2 回対象品目を解除し、2000 年からは同制度を完全に廃止する方針。

今回の解除品目：

感熱記録紙(印刷されていない物)、羊毛織物、その他の食卓用及び台所用ガラス製品、スライディングブレート(その他)、船舶推進用内燃機関(出力 2,000kW 以上の物)、瓶またはその他容器の充填用機械、ポリタッカルとホイスト(電動式で 100MT 以下のもの)、収穫・脱穀兼用機、織物捺染機、発電セット(火花点火式のピストン式内燃機関を備えたもの、出力 75KVA 以下)、自動車用のディスク型の音声再生機器(CDP)、その他のディスク型の音声再生機器(CDP)、ディスク型の映像記録用又は再生用機器、セダン型の自動車(ガソリンエンジン、シリンダー容量 1,000cc 以下)、その他の自動車(ガソリンエンジン、シリンダー容量 1,000cc 以下)、ジープ型の自動車(ガソリンエンジン、シリンダー容量 1,000cc~1,500cc のもの)、車体その他の部分品と付属品、モーターサイクル(シリンダー容量 50~250cc のもの)、巡航船、遊覧船とこれに類似した船舶及び各種のフェリー、写真現像印画機、万能製図機、超音波映像診断機、一般アナログ兼用腕時計、非金属製のスライドファスナー部分品、魔法瓶など 25 品目。

「唐辛子など農産物 5 品目、輸入自由化」

農林水産部は「農産物取引安定化法」の施行細則を改訂し、農產物流通公社だけが国営貿易として輸入してきた農産物を、輸入権公売方式でも輸入できること

にした。この措置は競争原理を適用し、輸入価格下落の誘導が目的で、対象品目は唐辛子、にんにく、玉ねぎ、生姜、ごまの 5 品目。

また、公営市場に登録された 1 万 4500 名の「農産物収集商」を、流通従事者教育訓練対象に含ませ、制度圏内への吸収も図る。

(以上、いざれも KOTRA NEWS LETTER 1 月 5 日)

ロシア

「1月1日からデノミを実施」

ロシアでは 1998 年 1 月 1 日から通貨の呼称を変更するデノミネーションを実施し、現行の 1 千ルーブルを 1 ルーブルとした。この措置に伴い新しい通貨を発行したが、混乱を防ぐため向う 1 年間は現行通貨との併用を認め、1999 年 1 月から新通貨に一本化する。

旧ソ連邦の崩壊に伴う混乱や経済改革の柱として実施した価格の自由化によるインフレが、緊縮財政により沈静化したことを踏まえ実施したもので、経済・通貨の安定を内外に誇示しようとするねらいがある。デノミとともに新たに発行される新札は、500 ルーブルを最高に、100 ルーブル、50 ルーブル、10 ルーブル、5 ルーブルの 5 種類。また、物価の高騰により事实上流通しなくなった補助貨幣コペイカ(1 ルーブルの 100 分の 1)も復活し、新しい貨幣が発行された。

デノミに伴う便乗値上げや混乱を防ぐため、各商店などには旧ルーブルと新ルーブルの両方の値段の表示が義務づけられている。中央銀行では 2002 年までは、旧通貨と新通貨との交換に応じるとしている。

「地域間協力のための国際財政基金」(続報)

「ERINA ビジネスニュース創刊号」(97 年 5 月 20 日発行)にロシアの標題の基金に関する記事を掲載した。97 年 10 月に同基金の総裁ゲンナージ・シャポヴァーロフ氏が来日し、同基金について下記の通り語った。

- ・同基金には旧ソ連邦を構成していた 15 の共和国のうち、バルト 3 国、ウズベキスタンを除く 11 カ国が加盟している。また、ドイツの企業やイスの銀行も加盟している。
- ・以前 CIS 開発国際基金があり、ロシアの約 20 の銀行が基金を拠出し、その総額は 100 万ドルであった。

この基金を運用し種々の事業を実施してきたが、現在、同基金は機能を停止した。ロシアの法律により、このような公的基金の基本財産は基金解散(機能停止)後国家管理に委ねられる。「地域間協力のための国際財政基金」はこの機能停止した「CIS開発国際基金」の100万ドルをもとに設立された。

- ・ロシア各産業界の代表者、CIS加盟11カ国(除ウズベキスタン)の大統領も基金と関係を有し基金の定期会議に代表者を出席させている。基金は基本的に外国企業参加の公的性の強いプロジェクト実施に利用される。基金の運用については、CIS構成の共和国大統領が任命した代表者・ロシア議会関係者で構成される定期理事会で決定される。
- ・現在2つのプロジェクトに取り組んでいる。

- 1) ヘルシンキ-サンクトペテルブルグ-モスクワ間の道路整備
- 2) 西欧向けトルクメニスタンの石油・天然ガスパイプラインの建設計画

ロシア経済は混沌の淵から這い出しそうやく経済活動に弾みがついてきた。ただし外国企業にとり資本主義的商習慣の欠如、権益・権限保持者の職権乱用・悪用といった問題ゆえ、簡単にロシア市場進出を計画できる状況に無い。この基金自体も、政権トップの利権の受け皿として創出されたと思われる部分が多い。

しかし、基金自体に関与する人間が多く、トップ間の利益調整機関的性格も強く、また、基金参加者が互いに協力・監視をし権限が一部のグループに偏る心配が比較的少ないという利点は認められる。

また、最初にプロジェクトのグランドプランを決め、関係諸国・機関トップの理解を得ることができれば、以後のプロジェクトの順調な進展が期待できる。基金は日本側からの提案を歓迎する意向であるが、地域的には、ヨーロッパ・ロシア・中央アジアに重点が置かれ、シベリア・極東については日本側の対応次第と見受けられた。

なお、興味ある方には基金の定款・紹介文(露文)のコピーを提供いたします。ERINA 経済交流部までご連絡ください。

モンゴル

経済改革を急ぐモンゴルは日本からの投資や貿易を促進するため日本で度々セミナーを開催したり、投資促進官等の派遣などを行っている。モンゴルの貿易の現状と外国投資の現状を、駐日モンゴル大使館が作成した資料により紹介し、投資関係の法規や規定を資料として添付するので参考にしていただきたい。

モンゴルの对外貿易

ここ数年間で、旧東欧諸国との貿易が大きく削減され、EU諸国との貿易額はわずかながら上昇している。また、96年にはジャマイカ、セネガル、サウジアラビア、スペイン、キプロス、ポルトガルなどの新しい貿易対象国に900万ドルの輸出を行っている。全体では輸出額が輸入額を1億60万ドル上回った。アジア・太平洋諸国との貿易経済関係も大きく増大している。

モンゴルからの主な輸出品は、鉱物資源・金属(銅、モリブデン、錫、螢石精鉱)、原料(羊毛、カシミヤ、獣皮、皮革)、消費財(革製・毛皮外套、絨毯、カシミア・ラクダ毛衣料、毛布)などである。主な輸入品は石油製品、機械機器と予備部品、自動車、金属、化学製品、食料品、消費財などである。

1995年の輸出額は5億1,160万ドルに達し、前年比で39.2%増加している。輸入額は3億8,770万ドルで、前年比50%の増加であった。

外国直接投資

モンゴル政府は経済的困難の克服と後進性からの脱却のために、外国からの直接投資が重要な役割を果たすと認識している。現在の外国投資政策の中で、最近の3年間に400社以上の合弁会社が設立されたが、そのほとんどが中小企業であり、その70%は隣国のロシアと中国との合弁企業である。

1993年に改定された新しい外国投資法の目的は①外国投資の不法な押収や国営化からの出資者の保護②外国投資家のための優先奨励分野の決定③土地利用と合弁企業の設立の基本条件の決定などである。モンゴルの豊かな鉱物資源と農牧資源は外国投資家にとって魅力的であることは疑いなく、外国投資を誘致するための政策努力を継続していく方針である。

朝鮮民主主義人民共和国

『北朝鮮・対外経済協力推進委員会の職員が来日』

UNIDO(国連工業開発機関)の投資促進官として、朝鮮民主主義人民共和国(以下北朝鮮)から対外経済協力推進委員会の孟鉄虎(ソン・チョルホ)課長と金成俊(キム・ソンジョン)課長の2人が、昨年の9月から10月にかけ来日した。ERINAが身元引き受けとなり約1ヶ月間、新潟を基点として富山、石川、鳥取、福岡、大阪、名古屋、東京で羅津・先鋒自由経済貿易地帯に関するセミナー等を開催した。今回の来日は96年9月に同地帯で行われた国際投資ビジネスフォーラムのフォローアップが目的であった。

全国8か所でセミナー等開催

各地で開かれたセミナー、懇談会とも構成はほぼ同じで、まず、羅津・先鋒を紹介する最新のVTRを約15分上映し、孟鉄虎課長が約40分間説明を行った。

富山では同地帯での輸出用の加工産業の可能性や為替レートは固定か変動か、また、観光業の可能性等について質問が出された。これに対する回答の中で注目されたのは、中国人が専用の観光列車を使って、自由経済貿易地帯の海岸に海水浴に訪れているということと、元山の空港を日本からのチャーター便に対し開放したというものであった。

観光列車を利用する中国人は、中国・吉林省の団都市から団門江(朝鮮名:豆満江)を渡り、北朝鮮の南陽市に入る。そこから6両編成の観光列車に乗りこみ自由経済貿易地帯に入って、観光や海水浴を楽しむというもの。利用客の集まり具合を見ながら月に2回位の割合で運行されたとのこと。

また、元山の空港は昨年9月に日本からの観光チャーター便のために使われる予定だったが、肝心の観光客が十分に集まらず結局実現しなかったとのことである。これまで存在があまり注目されなかつた元山の空港へのチャーター便の乗り入れを認めたということは、直接の外貨収入につながる観光業に北朝鮮が強い関心を持っていることを改めて感じさせた。

金沢では実際に北朝鮮で、木工製品の製造工場を合弁で設立した企業もセミナーに出席し、現地採用する労働者の賃金や企業内の従業員組織に朝鮮労働党の党員が常駐するのか等の具体的な質問が出された。

この企業のからは経験上、現地に行ってみると事前の説明と違うことが多すぎる。原材料やエネルギーがきちんと確保できるのかどうかなど進出する際には、慎重に調査することが必要だ。また、市場経済を理解していないため問題が生じることが多い、従業員の管理や生産性の向上など、企業の経営を理解できる人材の育成から始める必要があるとの指摘がなされた。

友好都市、鳥取県境港市

鳥取県の境港市は日本国内では唯一、北朝鮮の元山市と友好都市の関係にある。友好都市の関係は1992年に締結された。そこに至るまでには20年にわたる市議会の交流が下敷きとなり、徐々にカニなど水産物の取り引きへと進んできた。現在もカニをはじめとする水産物、栗、松茸、川砂などが北朝鮮から境港に運ばれている。しかし、貿易の実績は輸入金額が1990年に28億2000万円にものぼったが、96年には7億1000万円余りへと4分の1に減ってきている。輸出も同様に減っており96年の金額は1億5000万円弱で、やはり1990年の4分の1である。

境港市の懇談会では北朝鮮と10年にわたって取り引きを続け、ベニズワイガニなど年間約100隻が往来しているという水産関係者が、羅津・先鋒自由経済貿易地帯に現地事務所を開設するための手続きについて質問した。また、現地で水産加工を行う場合大量に必要になる水の水質はどうかといった質問や、冷凍コンテナに対応できる施設があるかどうか、水産物以外に輸入するものがいいかといった極めて具体的な質問が続いた。

孟課長の回答は、事務所開設の目的等を書いて対外経済協力推進委員会へ申請してほしい、そうすれば全面的に協力する。ミネラルウォーターの生産の案件もあり水質・量に問題はないが、工場に水を引くための施設の整備が必要になる。冷凍コンテナ、冷凍倉庫などの施設はまだこれから。そして、羅津港は中継貿易港としての役割を果たすことができるので、例えば中国のトウモロコシを日本へ輸入したり、日本から中古車を運び中国などへ販売することなども検討しているとのことである。

日本から羅津港への直行航路

大阪では大阪商工会議所が組織する「日本海経済圏構想研究会」の会議の席で、土地リースの条件や北朝

鮮国内で販売する場合の税金の問題などが取り上げられ次のような回答があった。

土地のリースについては既に発表されているが、土地の賃貸料を3ランクに分類し50年の長期賃貸が可能となっている。価格は1m²当たり7ドルから30ドルまでの3ランクである(50年間)。インフラ整備はできるだけ国家で進めるべきだと考えているが資金が不足しているので外国からの投資も仰ぎたい。

また、羅津・先鋒自由経済貿易地帯から北朝鮮内の他の地域へ商品を持ち出し、販売などを行う場合、現時点では明確な規定が無いがそれなりの関税がかかるものと考えている。

次に大阪港と羅津港との直行航路の開設を検討している日本通運大阪港支店の関係者と協議を行った。大阪港支店では岐阜にある繊維メーカー等の要請もあり、是非、羅津港との直行航路を開設したいと考えており、すでに最終段階まで話は進んで契約の一歩手前までできている。しかし、そこでいくつかの問題に直面しており実現できない状況がある。

まず第一に、基本となる荷物が少ないため、航路を開設しても当面は赤字になる。その負担を相手となる中国の現通グループとどのように負担するかが解決されていない。次に、契約の当事者の問題で現通グループは、吉林省政府と日本通運本社との契約を要望しているが、あくまでも日本通運大阪港支店との契約としたい日本側と意見の一致が見られていない。こうした問題が解決できれば是非とも直行航路を開設したい。また、ルートについては舞鶴港や新潟港といった名前もあがっているが、日本は陸上の輸送コストが高いため現実的ではない。あくまでも大阪港を考えていることである。

中古タイヤ等の輸出に注目

航路開設の必要性は今回のミッション全体を通じての大きなテーマとなった。今回は名古屋市でも初めて懇談会を開いた。具体的な関心が示されたのは、中古タイヤの輸出と再生であった。特に中古タイヤの再利用については業者から強い関心が示され、名古屋のみならず各地でその可能性に対する質問や意見が出された。中古タイヤの輸出が可能となれば、羅津・先鋒自由経済貿易地帯を通じてロシアや中国に販売する可能性がある。それについても輸送するルートが問題で、航路無しには実現の見通しも無い。逆に、中古

タイヤの輸出が可能であれば相当量の荷物の確保ができるので、航路の実現も可能となるのではないかといつた提案も行われた。

市場経済を実践する

東京では出席者からの質問も多岐にわたった。主な質疑応答は以下のとおりである。

まず、独立採算制は従来も制度としてはあったが、今後完全な独立採算性に移るのかという質問には、羅津・先鋒自由経済貿易地帯内の企業は6月1日から独立採算制となり、独自の計画、生産、価格、販売権をもつことになった。地帯外でも実施されているがそれはあくまで社会主義の国家システムの中で行われているもの。今回は企業が独立的に行うことができるもので違いがあると思うとの回答であった。

次に、私企業に対する税体系については、現在、策定中であり、この中で具体的な税率などを規定していきたい。羅津・先鋒自由経済貿易地帯は完全に資本主義を導入した地域であると強調した。

そして、電力の質や量、工場への電力や水を引き込む際の費用負担については、電圧に若干の変動があるが基本的に保証されているので問題ない。住民用と工業用とは供給が別々に行われている。工業団地はまだ上下水道などのインフラが整備されておらず、市内から離れた場所への外国企業の立地の際、電力、水、暖房などの供給が課題となっている。法律上、土地を50年間リースすることができるが、この賃貸料の一部を電力、水道などを引き込む資金に使ってはどうかという考え方もあるとの答であった。

変化と期待

2人が滞在した1ヶ月間に、大きな動きがいくつあった。まず10月8日に金正日書記が朝鮮労働党の総書記に就任。10月9日にはいわゆる日本人妻里帰り問題で一時帰国第一陣15人の名簿が発表された。日朝国交回復交渉に向けた動きも活発化してきた。そして、南浦と元山を保税加工区とすることが香港で開かれたフォーラムで発表された。

さらに、韓国では韓国土地公社などに対し統一院が南北協力事業者の承認を与えた。韓国土地公社の計画は羅津港から南西に2キロ入った地域に総面積200万坪の土地を確保し工業団地を造成しようというものである。第一段階の開発を1998年から2000年とし40

万坪の開発を行う計画で、今後、協議書を締結した上で、土地調査、測量、設計に入り本格的な事業の推進にこぎつける方針である。

相互理解と信頼の醸成

1ヶ月間の活動を通じての2人の感想は、まず、整備された日本の交通網に対する驚きであった。今回は航空機はもちろんJRの新幹線から在来線の特急、地方の各駅停車、さらに、地下鉄、高速バス等を乗り継ぎ、まぐるしく移動した。その先々で時刻表通りに正確に動く交通機関を活用できた。ピョンヤンから羅津・先鋒自由経済貿易地帯まで、鉄道で一昼夜かかる現状と比べれば驚きの大きさは理解できる。

次に、日本と北朝鮮が相互理解を深めることの重要性である。海をはさんだ隣国でありながら双方の交流はあまりにも乏しい。お互いが何を考え何をしようとしているのかコミュニケーションの機会はほとんど無い。経済交流を推進しようすれば、相互の理解と信頼は出発点である。

さらに、市場経済を理解しそれを担える人材の育成の必要性を2人は強調した。国交が無い状態で相互の往来は困難が多いが、日本の日本海側の地域が協力して、人材育成の研修を行うなど協力できることはあると思う。お互いが信頼し理解しあえる人材と関係を育てていくことが何より重要である。

(経済交流部 駒形正明)



投資セミナーで説明する孟課長(左)と金課長

『北朝鮮の観光開発』

今回、来日した金成俊課長は観光の専門家である。そこで、北朝鮮の観光開発の方針や現状について聞いてみた。金課長の説明は以下のとおりである。

観光を発展させる方針については以前と同様に現在も変化は無い。羅津・先鋒自由経済貿易地帯の中はもちろんそれ以外の地域でも、外国人観光客のための施設整備を進めている。

例えば、ピョンヤンから有名な妙香山(1,909m)とを結ぶ北朝鮮では初めての観光用高速道路が96年10月に完成し、金正日書記(当時)自らがテープカットを行った。この高速道路の全長は158km、観光バスで1時間30分で妙香山まで行くことができるようになった。

この高速道路のピョンヤンからおよそ3分の2ほど行き、高速道路から8kmほど入ったところに大規模な鍾乳洞がある。平安北道にあるこの鍾乳洞は「龍門大窟」と言われ全長が約8kmに及ぶという。内部には鍾乳洞特有の洞窟や鍾乳石が連なり、美しい水をたたえた池が多数散在し実にすばらしい鍾乳洞だそうだ。ここも金正日書記が直接現地に赴き、観光施設として整備するよう指導した。洞窟内部に遊歩道が作られ、現在は取り付け道路を建設中で約4kmを公開する方針である。

また、清津市から日本海に沿って南へ下った感鏡南道の、明川(ミョンチョン)郡など3つの郡が交わる所に七宝山(チボサン)という山がある。奇岩、絶壁が連なりまさに絶景である。近くにはお寺や温泉があり、名前の通り七つの宝と呼ぶにふさわしい観光資源である。現在、開発計画がすべて作られ、登山道・遊歩道の整備、観光施設、ホテルの建設などが行われている。竜門洞窟、七宝山へは98年をめどに外国人観光客を入れる方針である。

さらに、西海岸に面した黄海南道の38度線のすぐ北の山岳地帯に、九月山という山がある。山容は数多くの峰峰が重なり連なり、山頂からの眺めはこの上なくすばらしい。この九月山も後代に伝えるようにとの指示を受け、観光道路が建設された。今後、外国人観光客のルートに入れて行く方針である。

このように北朝鮮は豊富な観光資源を有しており、積極的な観光客誘致を進めて行く方針だが、国交の無い日本へはこうした観光地をPRする方法が少なく、なかなか知つてもらうことができないことが悩みの種である。

列島環日本海

北海道

『中国・瀋陽航空路開設のための条件整備を要請』
中国・瀋陽市と新千歳空港とを結ぶ路線開設の準備のため、中国北方航空の吳成華運航副本部長を団長とする視察団の一行が12月10日道庁を表敬訪問した。吳副本部長は新千歳空港を管制する防衛庁への働きかけを要請し、真田俊一副知事は「責任を持って話し合いを進めたい」と答えた。同路線の開設については9月に真田副知事が早期開設を要望していた。

さらに、吳副本部長は9日、就航時期について「来年3月よりは先になる」と語り4月以降にずれ込むとの見通しを明らかにした。その理由として「航空管制、自衛隊関係がてまがかかる」とし、日本の運輸省と防衛庁の政府内調整の問題を挙げた。

一方、運輸省には中国民航总局から北方航空に中国国内で正式に認可したとの連絡が入った。ただ、運輸省に北方航空側から具体的な運行計画を伴った認可申請はなく、防衛庁と調整に入るには正式の申請が必要としている。北方航空は道に対し、週一便ずつ日曜日に運航し機材は157人の利のMD 90を使用する計画を打診している。(北海道新聞12月10日、11日)

『中国・北海道経済交流シンポジウム』

中国・北海道経済交流シンポジウムが12月12日札幌市で開かれ巨大な市場に成長しつつある中国への、北海道企業の進出の可能性、課題などについてパネリストが熱心に意見交換した。

この中で福井県立大学の凌星光教授は最近の中国经济について「インフレの解決に成功し、今後長期にわたって年率8~9%の高度成長を続けるだろう」との見通しを示した。続いて北海道国際貿易促進協会の山崎哲郎事務局長は「北海道の企業が進出する余地は十分あるが、単に中国は労賃が安いから進出するという発想では長続きしない」と注意を喚起した。また、北京で札幌ラーメンのチェーン店づくりに取り組んだコーポ札幌の飯塚英明さんは「日本円換算で一杯60円のラーメンで黒字にするため、一円未満の厳しいコスト計算を強いられた」などと体験談を語った。

会場には企業経営者、研究者、学生ら約150人が耳を傾けるとともに、中国の貿易摩擦、環境問題などに

ついで質問していた。(北海道新聞12月13日)

『ロシア人向けの食堂が繁盛』

根室市内でタクシー運転手が脱サラして開店した、ロシア人向けの食堂が繁盛している。

ロシア人向けの食堂「キート」を開業したのは根室市内で18年間タクシー運転手をしていた西山勝美さん(45歳)。キートはロシア語でクジラという意味で、「日本人とロシア人が気軽にふれあえる場」にしたいとして11月5日に開店したところ、早くも常連客ができるなど好評だ。

入り口の看板には「安くて安心して飲める店」とロシア語で書かれ約20人が入れる。西山さんは飲食店を経営するのは初めてだが「根室で暮らすからには、これからはロシア人相手の仕事がいい」と考えて脱サラを決意した。根室港には年間2万人近いロシア人船員が入港したが、開店前は客が入るかどうか不安でたまらなかつたという。開店初日から30人ほどが訪れ、言葉も何とか通じるようになった。日本人もくつろぎながらロシア人と交流ができるようにと小上がりも用意した。「日本人がいると、話をしたくて近づいていくロシア人も少なくない。彼らも日本の友人を求めているようだ」と張り切っている。

(北海道新聞12月18日)

青森県

『外国人観光客への割引制度』

青森県では海外からの観光客を増やそうと、全国に先駆け今年10月から外国人観光客のための料金割引制度「青森ウェルカムカード」を実施した。利用状況はまだこれからといったところだが、同制度に対する各县からの問い合わせが寄せられている。

青森ウェルカムカードとは在日期間が1年以内の外国人を対象に、青森県内の宿泊施設や物産、観光施設など157ヶ所でこのカードを提示すると、料金が1~2割割引される。カードは観光案内所など県内9ヶ所、県外1ヶ所で希望者に無料で配布される。

10月からの1ヶ月間の利用状況は106枚が発行され、韓国が66人、ロシア23人と青森と直行便が就航している両国が全体の8割以上を占めている。担当している県庁観光課では「冬場にさらにピーアールを行い春のシーズンに備えたい」としており、来年度は同

制度を紹介するガイドブックを英語に加えてハングルでも作成し配布する予定である。

この制度は外国人観光客の倍増を目指す運輸省の計画「ウエルカムプラン 21」の中でも取り上げられており、滋賀県長浜市が平成 7 年 6 月からすでに実施している。(東奥日報 11 月 16 日)

『みちのく銀行がモスクワに現地法人』

みちのく銀行は 11 月 20 日ロシアの首都モスクワに 100% 出資の現地法人を来年夏までに設立することを発表した。名称は「みちのく銀行ロシア(仮称)」で投資を主体とした金融業務を行う。ロシアでの日本の銀行による 100% 出資の法人設立はこれが始めてである。

来年 6、7 月頃に業務開始を予定している現地法人は資本金 3,000 万ドルで、10 月 30 日にロシア中央銀行との合意書に調印、法人の設立が正式に認可された。モスクワ市中心部の日本大使館近くに設立され、銀行業務全般を行うが当面は融資や外国為替業務が中心となる。みちのく銀行の海外拠点は現地法人がロシアと香港の 2 ヶ所、駐在員事務所が香港、ニューヨーク、ユジノサハリンスク、武漢の 4 ヶ所となる。モスクワには欧米の銀行 15 行が進出しており、最近は金融、資本主義の基盤整備が進み始め、モスクワを中心に外国資本や外国銀行の流入が相次いでいる。今回の首都進出で本格的な金融業務に参入する方針である。

(東奥日報 11 月 20 日)

『中国・大連でリンゴ加工を本格化』

中国・大連市に工場を持つ和洋菓子製造販売のラグノオささき(本社弘前市: 佐々木周平社長)は、大連工場を移転拡大して中国産リンゴの加工製品製造に本格的に乗り出す方針。これは、中国政府が出資する法人「遼寧省農業開発投資公司」がリンゴの一次加工を行う工場を建設するのに対し、ラグノオが設備を提供し技術指導を行うというもので実質的に工場の運営を行う。

中国側が建設する加工工場は大連の経済技術開発区に建設されるもので主に大連市近郊で栽培されるリンゴを原料に蜜に漬け込んだ蜜リンゴや、ジャム状に加工する一次加工を行う。ラグノオではこの一次加工品を使い国内外向けのチョコレートグラッセなど最終製品を造る。従業員は全体で 80 人規模となる。ラグノオは平成 6 年 10 月に大連に 100% 出資の現地

法人「大連愛味思食品有限公司」を設立し、リンゴ、桃、アンズなどを原料とした製品の中間加工を行っている。大連市で栽培されるリンゴは年間約 50 万トンで、青森県の生産量にほぼ匹敵する。国内では生食用のふじが主流で加工用のリンゴの生産量が減ってきている。(東奥日報 10 月 4 日)

秋田県

『秋田港に中国航路開設、週 1 便化へ』

秋田港と中国とを結ぶ定期航路が開設され 11 月 4 日第 1 船が入港、開設記念式典が秋田港の大浜コンテナヤードで行われた。秋田港の海外定期航路は韓国釜山航路に次いで 2 本目となる。

記念式典は秋田県、秋田市、秋田港国際化荷主協議会などの関係者 150 人が出席して行われ、寺田典城知事が「本格的環日本海時代に入った今、中国航路の開設は秋田港が物流拠点港として飛躍する大きな一步となる。県としても港湾整備やポートセールスに一層力を入れたい」と挨拶した。同航路の運航は民生神原国際海運有限公司が行い、天津新港、大連、青島、上海、境港、新潟、秋田、伏木富山というルートで就航し、6 日から 13 日で秋田港と中国の各港を結ぶ。

(秋田魁新報 11 月 5 日)

11 月 4 日に開設された秋田港の中国航路が 12 月 11 日から週 1 便体制へと拡充された。これまで 10 日に 1 回の割合で寄港していた。就航から 1 ヶ月の実績は合計 117 本で、一寄港あたりの平均は 30 本と当初目標の 50 本には達していないが、青森や岩手など隣県からの問い合わせが増えており、関係者は目標の早期達成と需要拡大に期待している。

(秋田魁新報 11 月 12 日)

『コンテナ取扱い 1 万本突破』

秋田港の今年の国際定期船コンテナの取扱い実績が、11 月末までの実績で 1 万本の大台を突破した。前年同期に比べると 70% の増加で 12 月までの通年実績では新潟、伏木富山に次いで日本海側で第 3 位となる可能性が高い。

国際定期コンテナ航路がスタートして実質 2 年目の今年は、2 月から 5 月まで 4 ヶ月間連続で毎月 1 千本台を達成、6 月から 10 月は減少傾向をとどめたが 11 月は中国航路の開設もあり、相乗効果によって回復し

累計で1万1本と大台を達成した。これは、前年同期比で70.1%の大幅な伸びとなっている。

輸出入別では輸出が3,067本、輸入が6,934本で、輸入が輸出の2.3倍の入超となっている。

(秋田魁新報 12月3日)

イフスタイルなど多角的に掘り下げていく。

創業120周年を記念した社会貢献の一環で、資本金は1億円。同行のほか関連4社、県内主要企業20社、富士銀行など県外4社、9自治体が出資する見込み。本社は山形市の庄銀山形ビル内に置く。

(山形新聞 12月6日)

山形県

『酒田港ポートセミナー開催』

酒田港ポートセミナーが山形市で開催され、酒田港の外貿コンテナ船の取扱い数量は、平成7年5月に韓国・釜山港との定期航路が開設した当時の月あたり105個から3倍となる高い伸びを示していることが報告され、環日本海交易の拠点港湾として同港が発展することで、本県産業のあらたなビジネスチャンスが生まれるとの認識が示された。

このセミナーは、東北日本海の拠点港として酒田港の一層の利用拡大を推進しようと「プロスパー・ポート酒田」ポートセールス協議会、県経済国際化推進協議会が開催したもの。初めに環日本海経済研究所の中川雅之経済交流部長が講演し、「環日本海沿岸の諸国と日本は現状では経済力などに較差があるが、日本の支援で一日も早く、安定した経済圏に育てることが、日本にいざれ利益をもたらす」と語った。引き続き運輸省第一港湾建設局の莊司善博局長が「日本海大交流時代と酒田港」のテーマで提言し、「交流をうまくとらえれば業を起こし、新しい文化を生み出せる」と強調した。(山形新聞 12月12日)

『庄内銀行が来年3月に総研を設立へ』

庄内銀行(鶴岡市、町田睿頭取)は来年3月をめどに、山形県内の動向を調査・研究するシンクタンク、株式会社庄銀総合研究所を設立する。国内を代表するエコノミストをスタッフに招き、地域に良質で精度の高い情報を提供していく。民間による総合研究所の設立は県内では初めて。

同行によると、研究所は経済・産業・企業の動向など、地元が直面する課題を主テーマに位置づける。経営相談、各種コンサルティングを受託し、急激な経済環境の変化への対応を助言する。顧問には日本経済研究センターの香西泰会長、同じく金森久雄理事、帝京大学伊藤善市教授ら20数人程度を迎える。大手シンクタンクの富士総研と提携し、環日本海経済圏、観光、ラ

新潟県

『大連友好交流委員会が発足』

新潟県と中国・大連市の相互理解と継続的な交流を推進するための組織「新潟・大連友好交流委員会」の高橋伝一郎委員長ら一行が大連市を訪れ、李永金副市长を委員長とする「大連・新潟友好交流委員会」との間で、両交流委員会設立の協定書に調印した。経済のほか、技術、文化、スポーツ面など幅広い交流推進を目指す。両委員会の設置は、新潟県が大連市に経済事務所を設置したのを機に、平山市長と李副市长の間で覚書に調印するなど設立準備が進められてきた。構成は新潟側が県、市、県日中友好協会、商工会議所など9団体、

大連側は大連市の对外友好協会や経済部門などである。今後、代表団の相互派遣など幅広い交流と協力を推進する方針。(新潟日報 12月11日)

『環日本海港湾シンポ開催』

日ロ両国の港湾関係者が交流の可能性などについて話し合う「環日本海港湾公開シンポ」が開かれ、低迷しているシベリア・ランドブリッジ(SLB)の活性化策などについて意見を交わした。

シンポにはロシア側からチェチェーヒン運輸省海運局海運統合・協力部長ら4人が参加し「ソ連邦の崩壊で北西部、南部の重要港湾がロシア以外の独立国に移り、これらの港との競合関係にさらされている」と苦境を説明した。その一方、EUとの間で港湾・輸送ルート整備に関する協議が進んでおり「極東地方の港湾整備をめぐって、日本とロシアの間で協力が行われる事を希望している」と述べた。

これに対して日本側からはSLBの活性化などについて関心が集まり環日本海経済研究所の佐藤尚経済交流部部長代理は「今後、ヨーロッパロシアで現地操業する日本企業が増える上、中央アジアでも天然ガスや石油の開発が進み、需要が増える」として運賃面

などの改善を求めた。ロシア側は6月から改善策を実施し、港湾荷役の費用は15%、鉄道輸送費は10%軽減したほか、ロシア国境までの輸送期間も従来の28日から14日に短縮されたと説明。さらに、貨物の安全性を確保するため特別監視体制をとったことで「8月以降は毎月コンテナの輸送が千個ずつ増えている。」と日本側にSLBの利用を訴えた。

(新潟日報12月9日)

富山県

『富山－大連定期便3月下旬にも週2便で開設へ』

富山－大連定期航空路開設に向け、中国北方航空の視察団が12月8日富山県を訪れ、98年3月下旬から週2便体制での就航を表明した。訪問団の一一行は富山空港の各施設を視察し、県庁で中沖知事と懇談した。席上、団長の万明武・常務副経理は、来年3月下旬から水、土曜日の週2便体制で就航し、機材はダグラス社のMD82(147人乗り)を使用することを明らかにした。同公司は年内にも運輸省に路線開設を申請するものとみられる。視察団はパイロットや整備士、ダイヤ編成担当者ら実務レベルの職員8人で万団長は「中国民航总局から路線開設の許可をもらった。来年3月下旬に開設する予定で準備を進めている」とスケジュールを説明した。さらに、中沖知事が大連空港と富山空港の友好提携を提案したのに対し、万団長は「北方航空としても積極的に取り組む」と前向きな姿勢を見せた。(北日本新聞12月9日)

『長野県で伏木富山港をPR』

伏木富山ポートセールス事業推進協議会は、岐阜県と長野県をつなぐ、安房トンネルが12月に開通するのを機に、長野県内の企業に同港を利用してもらおうと、港をPRするセミナーを長野県松本市のホテルで開いた。

このセミナーには富山県側から県や新湊市長、船舶会社などの関係者が参加し、港や定期航路の概要を説明し、安房トンネルが開通すれば、松本－富山間が25分以上短縮され、冬期も通行が可能になるとし、松本市から香港までの輸送コストが、横浜港を使うより2割近く押さえられるとの試算を示した。長野県側からは松本市周辺のメーカー・運輸業など約60人が出席し熱心に耳を傾けていた。(北日本新聞10月16日)

『中国定期コンテナ航路を週1便化』

富山新港と中国の主要港を結ぶ定期コンテナ航路を12月から週1便体制に増便されることが決まった。同航路は去年7月に開設。日中合弁の民生神原有限公司が、月3便体制で運航している。寄港地は日本側が富山新港、新潟、秋田、境港、で中国側が天津、大連、青島、上海となっている。12月から月1便を増加し、富山新港には毎週金曜日に寄港する。同航路の取扱いは20フィートコンテナ換算で今年は年間3,000本となる見通しで順調に増加している。

(北日本新聞11月29日)

石川県

『国際的な環境協力を推進へ』

環日本海学会(会長・山村勝郎金沢経済大学学長)は12月12日に金沢市で国際シンポジウム「日本の環境保全」を開催し、今後、油流出などの海洋環境対策で韓国との各種の情報交流推進をはじめ、国際的な研究協力を進めていく方針を明らかにした。

同シンポジウムはナホトカ号事故後の日本海の環境保全に向けた国際的な枠組みが必要として企画されたもので、韓国、ロシアの専門家を含め国内の行政関係、研究者ら約250人が参加した。韓国海上汚染防除業協会の李昌燮(リー・チャンサブ)副会長は、韓国で船舶技術、海洋工学、防除技術など政府・研究機関・民間による「防除技術支援団」が組織され、海洋地形、天候、油の種類に応じた拡散予測、被害予測、対策構築などの先進的な研究を進めていることを紹介した。同学会では「様々な経験に基づく韓国の対策システムのノウハウについて交流したい」とし、ロシアで行われている重油分解微生物研究への協力等についても検討していくことをしている。(北陸中日新聞12月13日)

『中国・南京市に生産拠点設立へ』

石川県小松市に本社のあるコマニー(塚本幹雄社長)は12月18日に、中国・南京市にある南京民営科技园発展有限公司と工業用地使用権に関する取得契約を結び、100%出資の生産会社を設立した。1999年秋から中国・南京市で間仕切りを生産する方針。コマニーにとって初の海外生産拠点であり、中国国内へ外国の間仕切りメーカーが進出するのも始めて。

工業用地は南京民営科技园開発区にある4万4千m²。

取得費用は5百41万2千元(約8,550万円)。98年10月に着工し、操業は99年10月を予定。新工場では不燃間仕切りを製造し、中国国内で販売する(一部は日本へ輸出)。総投資額は約15億円。

コマニーは94年11月に上海市に連絡事務所を開設、今年1月には建材やオフィス家具を扱う商社「格満林国際貿易有限公司」を設立するなど市場調査を進めてきた。(北陸中日新聞12月19日)

『国際物流拠点化へ欧州視察実施へ』

石川県内の経済団体などで組織する「小松空港活用型ビジネス展開推進プロジェクト委員会」は来年2月下旬、ヨーロッパ3カ国に経済ミッションを派遣する。現地で開かれる見本市の視察や同空港へ貨物定期便を運航しているカーゴルクス社(ルクセンブルク)の訪問などを計画。小松空港の国際物流拠点化を促進するとともに、地元企業の輸出入ビジネス開拓を支援する。小松空港の国際貨物の取扱量は、1994年(平成6年)7月にカーゴルクス社の国際貨物定期便が就航して以来伸び続け、現在年間約1万4,000トン。国内では成田、関西、名古屋、福岡、羽田に次いで6番目で、新潟や新千歳よりも多い。国の輸入促進地域(FTZ)に指定されるなど環境整備は進んでいるが、航空貨物の大部分は成田や関西など小松空港以外で通関されているのが現状。このため同委員会は、国際物流拠点としてさらに発展させ、地元企業のビジネスチャンスの拡大を狙ってヨーロッパで市場調査や情報収集に努める。(北陸中日新聞12月18日)

福井県

『中国の福井県開発区について説明会』

福井県は中国浙江省と基本的な覚え書きを交わした「福井県企業集積経済開発区」への進出について、県内企業向けの説明会を開催し、同開発区の魅力と共に、中国進出に伴う問題点などを説明した。「福井県企業集積開発区」は紹興経済開発区内に設けられ、広さは約23ha。今年9月に土地使用料などの基本的条件について、福井県と浙江省で覚書きに調印した。

説明会では福井商工会議所杭州駐在員事務所の坂下泰久所長らが説明を行い、同開発区がある紹興市の地場産業が福井県と同じ繊維であること、省や市のバックアップ体制が整っていることなどのメリットを

あげ、県内企業の進出を勧めた。(福井新聞11月8日)

『環境フォーラム中国・浙江省で開催』

福井県は友好提携している中国・浙江省で環境をテーマにした「地域づくり国際フォーラム」を、10月29日、30日の2日間開催し、環境保全に対する意見や情報交換を行い、協力体制を強化していくことを確認した。同フォーラムは双方の環境行政の関係者が集まり、環境分野での人材やノウハウ、技術を生かして相互の発展を図ろうというもので、福井県の石井佳治県民生活部長らが出席した。基調報告では福井県立大学の伊東光彦教授が講演した後、パネルディスカッションを行い、公害防止や廃棄物と環境問題、環境保全への参加型社会などについて討論し、相互に環境保護のネットワークなどをつくり、地域レベルでの環境協力体制を強化していくことを確認した。

(福井新聞11月7日)

鳥取県

『環日本海拠点都市会議に出席』

日本、韓国、中国、ロシアなど日本海沿岸の4カ国が参加し、10月9日に韓国の束草市で第4回環日本海拠点都市会議が開催され、米子市の森田市長と境港市の黒見哲夫市長らが出席した。会議では境港市が束草との航路開設による国際観光協力体制の構築について意見を述べた。また、米子市、境港市とも束草市で99年に開かれる「江原道国際観光エキスポ」への協力を表明した。中国・琿春市からは「環日本海拠点都市間を結ぶ国際輸送航路開設」、ロシアのナホトカ市からは「自由経済貿易地帯の設定」などの意見が出されていた。さらに、開催地の束草市は「中国との国際航路開設」、日本との観光航路の開設、「沿海州地域との水産物直接貿易」などの積極的な意見が出された。次回の会議は中国の琿春市で開催されることと、今後の拠点都市会議に朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の元山市、羅津先鋒市に対し参加の要請を行うことなどが確認された。(日本海新聞10月19日)

『国際観光テーマ地区』設定へ

鳥取県は島根、岡山、香川、高知の中四国4県と共同で、外国人観光客の来訪促進を目指した「国際観光テーマ地区」づくりに取り組む。

これは運輸省が2005年までに観光客を現在の約2倍の700万人を確保しようと進めるウエルカムプラン21を制定し、98年3月をめどに全国10地域に国際観光テーマ地区を設定し、支援を行うことに対応しようというもの。対象地域になっても「飛躍的なメリットはないが国際観光振興の土俵はできる」(鳥取県観光課長)程度としているが、今後、関係県と協議を行い98年1月から2月にかけ促進計画を策定する方針。(日本海新聞11月24)

島根県

『中国、韓国の大学と協力し過疎問題を研究』

島根大学(北川泉学長)は、過疎問題の有効的な対策を探るため、文部省の国際学術研究の指定を受け、日中韓の環日本海諸国を対象にした過疎問題の比較研究に乗り出した。本年度から2か年計画で中国、韓国の実態調査を進め、3カ国の過疎地域の構造や問題点、政策効果などを明らかにし、わが国の過疎対策に役立てる。

調査研究グループは北川学長を中心に各学部の研究者が参加。中国・寧夏回族自治区と韓国・慶尚北道の農山村地域を調査、過疎問題の基礎的データを収集するとともに、過疎対策の実態を調べる。今年夏からすでに1回目の調査を実施した。北川学長によると、中国の場合は内陸部から沿岸部への人口移動はあるものの、まだわが国のような過疎問題は起きていないという。逆に、韓国のは日本以上のスピードで、ソウルなどの大都市に人口が集中。中山間地域の過疎化に拍車をかけているという。島根大学はこうした国際的な学術研究を進めるとともに、学内に「中山間地研究センター」の設置を計画。中山間地対策や過疎問題に対し、全学的に取り組む構えを見せている。

(山陰中央新報12月19日)

『韓国の自治体の行政担当者と意見交換』

島根県と姉妹関係にある韓国・慶尚北道内の自治体と交流を進めるためのセミナーが松江市で開かれ、県内の3市2町、韓国の3市2郡から合わせて50人が出席し、今後の課題などについて意見交換した。

席上、韓国側からは「交流を進める上で、特産品の相互販売などを通じ、各自治体の経済活性化を助けることが重要」などの意見が出され、98年秋に慶州市で

開催される「慶州世界文化エキスポ」に島根県からも多数参加するよう希望が出された。慶尚北道側が国際交流を推進するねらいとして、地場産業と地域経済の活性化を掲げたのに対し、島根側はスポーツや文化交流による青少年の人材育成を挙げた。

(山陰中央新報11月18日)

福岡県

『九州観光キャンセル続出』

韓国経済悪化の影響で、九州のテーマパークやホテルでは韓国人観光客のキャンセルが相次いでいる。昨年度約10万人の韓国人観光客が訪れたハウステンボス(長崎県)では、11月下旬からツアーのキャンセルが続出。今月予定されていた200~300人の団体ツアーも韓国の旅行会社の倒産でキャンセル。年間約1万人が訪れるスペースワールド(北九州市)でもキャンセルが相次ぎ、冬休みツアーの2~3割が解約となった。昨年度約2万9,000人の韓国人観光客が宿泊した杉乃井ホテル(大分県別府市)によると、韓国人観光客の動きは今年5月頃から鈍化。前年比2~3割減で推移しているだけに観光業者にとってはダブルパンチ。九州の観光業界にとって韓国人観光客誘致は台湾や香港などと共に貴重な収入源となっているだけに、観光客減の長期化を懸念している。(西日本新聞12月11日)

『バングラデシュ経済交流センター設立』

アジアビジネスのコンサルティングを手がけるアジアビジネスセンター(滝本憲二社長、略称ABC)はバングラデシュへの投資や貿易を促進する目的で「九州バングラデシュ経済交流センター」(仮称)を設立することを明らかにした。

ABCによると、今年5月のアジア開発銀行の福岡総会で、同國の大蔵大臣が来日し、ABC側に打診したのがきっかけとなった。同國への進出を希望する九州企業や、同國の主要産品である繊維や衣類などを九州へ輸入する際の仲介などのサポートを行う。

(西日本新聞11月29日)

このコーナーは主に日本海側の各新聞記事を参考に、ERINA経済交流部で再取材・構成したもので、文責はビジネスニュースの編集部にあります。

地方港湾動向 [外国貿易コンテナ取扱実績]

平成9年1月～10月(但し、舞鶴港は9月まで)

(括弧内は対前同増減率、小数点四捨五入)

港	八戸	仙台	秋田	酒田	新潟	直江津	伏木	金沢	敦賀	舞鶴	境港
輸出	2,798 (37%)	7,022 (99%)	2,624 (65%)	777 (20%)	6,518 (99%)	1,896 (23%)	9,851 (30%)	4,389 (64%)	N.A.	224 (-30%)	1,937 (11%)
輸入	3,822 (21%)	8,358 (72%)	6,487 (96%)	2,415 (16%)	22,100 (51%)	3,642 (30%)	10,195 (26%)	5,217 (27%)		2,179 (39%)	1,555 (33%)
計	6,680 (29%)	15,380 (79%)	9,111 (87%)	3,192 (17%)	28,618 (64%)	5,538 (26%)	20,046 (27%)	9,606 (27%)		2,403*	3,492 (19%)

注)対応する前同資料が無い場合、増減率は記載せず。舞鶴港についてはコンテナ総数の資料のみ。

資料提供(アイヌ順)：青森県土木部、秋田県商工労働部、(社)金沢港振興協会、京都府企画環境部、鳥取県商工労働部、富山県土木部、新潟県港湾空港局、宮城県土木部、山形県企画調整部

UNIDO(国連工業開発機関)の利用について

北東アジア経済交流地域連絡会を設立へ

UNIDOとは

UNIDOは、国連総会の一付属機関として1967年に設置され、1986年1月には第16番目の国連専門機関として独立しました。UNIDOの本部はウィーンに所在し、発展途上国の工業化を推進するため、技術協力、人材育成、投資促進、調査研究等の活動を実施しています。

東京投資促進事務所は

民間企業による発展途上国への直接投資や技術移転を支援するため、UNIDOと日本政府との間の協定に基づき1981年3月に開設されました。事務所では主に途上国での事業展開に関心のある中小企業を対象に様々なサービスを提供しています。

UNIDO利用のメリット

- ・途上国および主要先進国にあるUNIDO現地事務所のネットワークを通じた情報提供が可能。
- ・日本にいながら途上国の投資誘致担当者から直接、最新の投資情報が得られる。また、相談は日本語で可能。
- ・途上国の投資誘致機関との緊密な連携により、現地パートナーの紹介、各種情報提供、現地視察の手配が可能。
- ・すべてのサービスは無料。

巻末に資料を添付しますので参考にして下さい。

日本海側各地の経済団体や地方シンクタンクを中心に、環日本海の具体的な貿易や投資についての情報の交流と今後の協力方法、担当者同志の交流を促進するため、「北東アジア経済交流地域連絡会」を設立することとし、その準備会が12月10日に東京で開かれ、1998年2月をめどに連絡会を発足させる事で合意した。

準備会では地方の実状などを報告しながら、会のあり方や事業内容などについて協議した。出席者からは実務担当者の集まる会合が少ないので若い研究者が交流できる機会がほしい、日本海側の地域がどのような取り組みを実施しどのような協力が可能なか情報が少ない、経済団体とシンクタンクが同席し交流するには意義が大きいなどという意見が出された。

その結果、年間2回以上の連絡会を開催し、それぞれ必要な情報の交換を行う事や、貿易や投資など具体的な経済交流の方策や問題点、今後の協力・連携の方法などについて意見交換を行うこととした。また、準備会に出席した5団体を幹事とし、今後、参加を希望する地方の経済団体やシンクタンクに対して参加の呼びかけを行う事とした。さらに、当面はERINAが連絡役を担当する。そして、2月に新潟市で開催される「北東アジア経済会議」の中で「日本海沿岸地域の強化と連携」というセッションがあるので、それに合わせて集まり発会式を行う事とした。

セミナー報告

第5回賛助会セミナー 平成9年9月18日

「SLBの歴史と展望」

講師：株式会社日新 ロシア・東欧室

営業課長 吉田俊史氏

アジアと欧州を結ぶSLB(シベリアランドブリッジ)は、複合輸送(複数の輸送手段を利用し、一つの輸送業者が発地から着地までの一貫輸送責任を負う輸送)のパイオニアであり、また教科書であった。1965年より開始され70年代後半には24社がこの輸送に携わっていた。途中での積み替えの簡素化のため初期よりコンテナ化が図られた。旧ソ連側の受け入れ態勢も完備し、当時は外貨獲得の重要な手段とみなされていた。

当初は欧州向けに開拓されたルートであったが、80年代には中東向けの貨物が急増し、82年には年間100万本以上の20フィートコンテナを扱った。当時の海上運賃は同盟と呼ばれる良質の輸送サービス提供を標榜する船会社グループと、それ以外の盟外(同盟以外)船会社の比較的低廉な運賃と二重構造になっており、大手荷主は同盟船会社と年間契約を締結するため、低廉運賃サービスが受けにくく構造になっていた。SLBのみこの契約の影響を受けず、運賃も安く輸送日数も海上輸送に比較し短く、赤道を通過せず荷物に悪影響を与えないという利点を生かし、貨物量を増大していった。90年代に入りSLBは激減したが、主な理由は91年のソ連邦崩壊、それに伴う国内の混乱、および同盟・盟外船会社間運賃区別の曖昧化により、欧州向けの海上運賃が値崩れを起こしたことである。最近になりロシア経済も落ち着きを取り戻し、橋本首相が提唱した日ロ関係の3原則をロシア側も評価し、関係拡大の動きが見られるに至った。

SLBも再興に向けた動きが見られ、今後は産業の再生、資源開発が予想される中央アジア、日本家電メーカーの大消費地となっているヨーロッパロシア向け貨物獲得を目指し、往年の活況を取り戻すことが望まれる。特に中央アジア向けについては、旧ソ連の鉄道でありロシア鉄道との連携が容易であり、内陸であるため鉄道が最適の輸送手段となっている。ヨーロッパロシア向けについては欧州の港まで船で運び、その後トラックでモスクワまで輸送するといった迂回ルートとなっており、運賃、輸送日数ともSLBよりも

利となっている。ただしトラック輸送の場合、輸入関税の不正支払い(未払い)が可能な為、依然としてSLB利用は少ない。今後は関税の適正徴収、税制の改正等、ロシア側の輸入制度の抜本的な改正により、SLBに貨物が戻ってくることが期待される。

第6回賛助会セミナー 平成9年11月20日

「モンゴル経済改革の現状と課題」

講師：成蹊大学教授 広野良吉氏

モンゴルの経済改革の現状と課題を整理し、さらに北東アジアの経済発展の重要性と課題を指摘した。

モンゴルは1990年に無血革命を実現し旧ソ連の影響下から離脱し政治的自由を得たが経済混乱を招いた。93年までマイナス成長が続いたが、カシミヤと銅の国際価格の急騰が幸いしプラス成長に転じた。経済改革を進める上で日本への期待は大きい。今後も3.5～4.5%の成長が可能と考えられるので2003年には1989年の水準に回復できると考える。

モンゴルの比較優位は農牧とミネラル(鉱物資源)にある。また多様な自然是観光産業にも期待がかかる。モンゴル人は器用で忍耐強く、人間性が明るい。こうした特徴を活かすことが必要。2020年頃まで持続的な変化をもたらすには地域協力、特に経済協力が重要。モンゴルは北のロシア、南の中国の協力が不可欠である。

海は地域を隔てるものではなく、バリアレスレーンであり接着剤である。中国の購買力はやがてアメリカを抜き世界一の経済大国になる。インドの人口は2023年には中国を抜く。日本海を接着剤として次の世代が活用していく北東アジアのプロジェクトを考える必要がある。

米国は政府の援助資金と民間企業が協力して基金を作りシベリア開発を行っている。北東アジアの経済協力の枠組みには米国を入れることが重要。

アジアの近隣諸国に日本が応分の負担をしていくことは必要であり、21世紀までの間に経済協力のメカニズムを作り2001年にスタートできるような事業を考えてほしい。4年ほど前に「北東アジア経済協力開発機構」を作るよう日本政府に提言したことがある。

日本海側の連携の間口を広げた仕組みを作り、すべての地域が参画できる重層的な経済協力の仕組みができるよう期待している。

今後の予定**第8回賛助会セミナー**

テーマ：「中央アジアの概観」

講師：アジア開発銀行プログラムズ・オフィサー
本村 和子氏

日時：平成10年2月27日(金) 14:00~16:00

会場：新潟グランドホテル 5F「波光の間」

新潟北東アジア経済会議'98

期日：平成10年2月17日(火)~19日(木)

会場：ホテル新潟

第1日：

基調講演 羅雄培(韓国中央大学校国際大学院特任教授、元副総理)

南原晃(日本輸出入銀行副総裁)

第1セッション「北東アジアと東南アジア」

コーディネーター 福地 崇生(朝日大学経営学部大学院教授)

パネリスト 李昌在(韓国対外経済政策研究員アジア経済室長)他数名

第2日：

第2セッション「北東アジアの輸送ネットワーク」

コーディネーター 吉田進(日商岩井株式会社顧問役)

パネリスト イーゴリ・ベリチエク(ロシア沿海地方政府副知事)

第3セッション

「北東アジアにおける経済発展と環境問題」

コーディネーター 森田恒幸(国立環境研究所総合研究官)

パネリスト 周鳳起(中国国家計画委員会エネルギー研究所長)

分科会「日本海沿岸地域の強化と連携」

コーディネーター 星野進保(総合研究機構(NIRA)理事長)

パネリスト 浜野潤(国土庁計画・調整局計画課長)

関連行事「北東アジアの観光資源紹介」

第3日：

総括セッション「パネルディスカッション」

コーディネーター 順尚龍(国際連合経済社会局経済社会開発管理部チーフ)

編集後記

▼アジア各国の通貨危機の影響が深刻である。年が明けた1月の初旬にもタイのバーツは最安値を更新し、シンガポール・ルピアも4日連続で最安値をつけた。香港ドルの防衛に懸命な香港でも株式市場が続落し、一時、昨年10月末の暴落の水準まで下がるなど新年の先行きは不透明だ。国際通貨基金(IMF)の統制下の韓国では大手企業や消費団体による「金集め運動」のキャンペーンが繰り広げられ、各家庭などに眠る金製品を拠出して「国難」の外貨不足の解消の一助にと運動の熱が高まっている。▼各国の経済危機は外国人労働者にも大きな影響を及ぼしている。韓国では約2万5,000人のフィリピン人が働いているが、約3,000人が工場閉鎖などで失業し、帰国せざるを得なくなった。また、マレーシアでも国民の雇用確保を目的に約100万人の外国人労働者を本国へ送還する計画を立てている。マレーシアではインドネシアなど近隣諸国からの外国人労働者が建築現場やプランテーション、ホテルなどで雇われ過去10年間の高度成長を底辺で支えてきた。▼日本では金融システムに対する不安から安定志向を強めた預金者の移し替えが急増。郵便貯金の純増額(窓口に預けられた金額から引き出された金額を差し引いた金額)は前年より68.1%も多い大幅な増加となった。また、都市銀行の個人預金残高は東京三菱銀行が前年末比で3兆1,400億円も増やし、さくら銀行を抜いて初めて首位となった。特に12月の1ヶ月間で1兆3,300億円も増えている。▼言いようの無い不安から一日も早く解放され、アジアが力強さを取り戻す日の早いことを期待せずにはいられない。

『ERINA BUSINESS NEWS』

Vol. 4/5

1998年1月 発行

発行人 金森 久雄

編集責任 中川 雅之

編集者 駒形 正明

発行 財団法人 環日本海経済研究所

〒951-8068 新潟市上大川前通6-1178-1

日本生命恵谷小路ビル6階

TEL 025-222-3150

FAX 025-222-9505

禁無断転載

資料 1-1

UNIDO 東京投資促進事務所の業務内容

コンサルティング サービス	<ul style="list-style-type: none"> □ 信頼できる現地パートナーの紹介 □ 現地の投資環境に関する情報の提供（インフラ、産業、経済、市場、原材料・部品の調達、労働事情、商習慣、技術水準等） □ 現地の法律、規制、税制等に関する情報の提供 □ 各種契約、申請、登記手続き等の相談 □ 現地視察（企業との面談、工場訪問、関連機関・団体の訪問等）の手配
投資セミナー	<ul style="list-style-type: none"> □ 日本各地において、県・商工会議所等との共催による投資セミナーの実施
投資促進官の招聘	<ul style="list-style-type: none"> □ 途上国投資誘致機関（投資委員会、工業省等）の投資誘致専門官を数ヶ月にわたり日本に招聘、日本企業・団体と合弁事業を推進
発展途上国ための 投資促進プログラム	<ul style="list-style-type: none"> □ 途上国や市場経済移行国に於ける、外資、特に日本企業誘致のためのソフトインフラ整備に関する支援を行なうため、現地に投資専門家を派遣し、政府・企業関係者を対象とした外資誘致セミナーの開催や政府との政策対話を実施
情報サービス	<ul style="list-style-type: none"> □ UNIDO 投資ニュース（年 6 回・無料）の発行 □ 関連団体機関誌、国連雑誌等への投資情報掲載 □ プレス・リリースの発行
海外投資・技術移転 商談会	<ul style="list-style-type: none"> □ UNIDO 本部主催による途上国での投資技術移転商談会（年 10 回程度）の案内及び日本人参加者に対する現地企業家との商談の仲介、工場見学等の手配
企業化事前調査 (フィージビリティ スタディ)	<ul style="list-style-type: none"> □ 投資事前調査（市場調査、収支計算等を含む）の必要な方々に対し、当事務所を通じた UNIDO 本部のフィージビリティ調査基金利用の仲介及び斡旋

資料1-2

業務実績

以下は、当事務所の投資促進により成約したプロジェクトの一例です。

国名	事業内容	時期	投資規模	出資形態
タイ	メッキ工場	1996	1,000万ドル	100%出資
チェコ	カラーテレビ	1996	6,600万ドル	100%出資
フィリピン	医療機器の製造	1995	52万ドル	100%出資
ベトナム	即席麺の製造	1993	400万ドル	合弁
中国	御影石の加工	1993	1,000万ドル	100%出資
フィジー	婦人服の製造	1992	1万ドル	100%出資

投資促進官受け入れ実績

事業年度	対象国
1996年	ウズベキスタン チュニジア スリランカ フィリピン モロッコ
1995年	チュニジア ペルー スリランカ タイ モンゴル バングラデシュ チェコ ヨルダン
1994年	バングラデシュ 中国 フィリピン チェコ トルコ タイ ブリガリア ペルー キルギスタン スリランカ
1993年	フィリピン スリランカ トルコ ペルー タイ モンゴル
1992年	中国 インドネシア ネパール ベトナム トルコ スリランカ

—— 詳しいお問い合わせは下記までお願い致します ——



UNIDO 東京投資促進事務所



〒107 東京都港区南青山1-1-1



新青山ビル 西館 16階



電話 : 03-3402-9341 FAX : 03-3402-9384



EMAIL : ipstokyo@magical.egg.or.jp



『モンゴル投資セミナー資料』 駐日モンゴル大使館(1997年10月)

5.2. 外国直接投資のための法規

モンゴルは最近の数年間に、外国からの直接投資のための法律的枠組みの整備に顕著な進歩を達成してきた。

現行の外国投資法は1993年の7月1日に施行されたが、外国の投資家に対して付与される条件と便宜について、旧外国投資法よりも有利になるように大きく改善された。また法的保証や財務的奨励策など、旧外国投資法にない問題についても追加された。

現行外国投資法は所有権について制限を設けず、また外国投資家に対して国内投資家と同等の立場で既存の企業に出資できることを認めている。

また、外国投資法以外にも憲法、会社法、協同組合法、民法、破産法、独占禁止法、関税法、銀行法、年金法、社会保障法など多くの法規が外国投資に係わる国内法律環境を作り上げている。

モンゴル国憲法(1992)では外国人出資者の財産権を明らかにしているが、憲法のこれらの条項は外国からの直接投資を促進するために、また国営企業の民営化に外国投資家が参入するためにも最も重要な前提条件となっている。

憲法で認められた外国人出資者の基本的財産権のほかに、動産・不動産の利用と企業体の資産の持分に関する所有権が各法によって定められている。

5.2.1. 財産権

モンゴル国憲法は外国人の基本的財産権を明らかにしている。外国人出資者はモンゴル国民と同等の財産権を保証されているが、外国人はモンゴルの土地を所有することはできない。モンゴル国憲法によれば、外国人はモンゴルの土地を決められた期間賃借することができる。この期間は一般には60年まで、その後40年間の延長ができる。

外国資本参加企業は、モンゴル国の関連法に定められた条件と手続きを経て、賃貸契約に基づき土地を利用することができる。

外国投資法は、外国人出資者が財産を所有、利用、処理する権利を認めている。

5.2.2. 知的所有権

モンゴル国は知的所有権についての法的整備も行い、先進技術の移転や多国籍企業の誘致を奨励している。

5.2.2.1. 特許法

1993年の特許法は、発明者と工業デザインの著作者にそれについての所有権を付与することを定めている。またこの法律では、もし特許権者が、申請の日から4年間あるいは特許権が付与されてから3年間、モンゴル国内でその発明を利用しなかった場合、知的所有権庁が第三者に「強制的認可」を与えることができることを定めている。

しかし、モンゴル特許法は、発見、科学理論ならびに数学解法、コンピュータープログラムとアルゴリズム、ビジネスのスケジュールと方法、ゲーム、さらに「非道徳的」な、あるいは違法な内容を含むある種の発明に特許を与えることを禁止し

ている。

全ての特許申請は知的所有権庁に提出され審査される。審査はおよそ18ヶ月を要し、申請者は知的所有権庁の決定に不服を申し立てることができる。

5.2.2.2. 著作権法

1993年に、著作権の保護とその利用に関する問題を調整するために著作権法が制定された。著作権法は、文学・科学・芸術的創造物とコンピュータープログラムおよび録音されたものを保護する。この法律により著作権保護局の法的地位と機能が規定されている（その後、知的所有権庁と合併）。

著作権の期間はその制作の日から発生する。著作権を持つ作品の独占権の期間は、作者の死後50年間である。

著作権の侵害に対する救済を著作権法の第24条で規定している。

5.2.3. 会社法

会社法はモンゴルの法規に新しく現れた分野である。1991年の経済単位法にかかり、1995年に会社法が制定された。

会社法は、会社の設立や登記、その組織形態、再建と解散などに関する問題を規定する。会社法には民間企業の形態として合名会社、合資会社、有限会社、株式会社の4つを定めている。

5.2.3.1. 株式会社の性格

株式会社は国営企業の民営化と小規模民間企業の成長の中で、将来重要な位置を占めることになることが見込まれている。現在のところ新規の株式会社の設立はまだ少なく、ほとんどは合名・合資会社あるいは有限会社や協同組合として設立されている。

5.2.3.2. 最低条件

株式会社設立の最低資本は3000万トゥグルグである。資本には外部の専門家によって評価された固定資本と知的所有権も含むことができる。株式会社を登記した後1年の間に資本を完全に形成しなければならない。発行した株式が全額払込みされないうちに新株の発行はできない。株主を公に募集するときは、趣意書を作成しなければならない（第37,38,40条）。

会社の定款には生産・サービスの種類、資本額を必ず記載しなければならない（第34条）。

定款は設立会議で決定される（第33条の3）。設立会議では株式保有数に関わらず全ての出資者が1票の投票権を持つ（第33条の5）。設立会議は出資者の過半数の参加で有効となり、過半数の賛成で議決される（第33条の4）。

5.2.3.3. 企業経営

取締役は株主総会で選任される（第42条の2）。取締役は3人以上が必要であり、その任期は定款に定められる（第45条の2）。会社の構成員でない者が取締役になることができるが、取締役の過半数は会社の構成員でなければならない（第45条の3）。定款に別の規定がなければ、取締役から代表取締役が互選される（第45

条の6)。

5.2.3.4. 有限会社の特徴

中小規模の企業に適した形態は有限会社である。有限会社は1人の個人による所有であることができる。

最低必要資本は1000万トゥグルグである。

その他、企業経営については株式会社のそれと大きな違いはない。

5.2.3.5. 会社の設立

会社の設立者は登記をしなければならない。登記機関は登記の申請を受けて審査の結果、会社法の要請をみたしていれば、合名・合資会社については7日、有限会社については14日、株式会社は30日以内に登記を完了する。審査の結果、登記が拒否された場合、設立者は不服申し立てをすることができる。

5.2.4. 協同組合法

協同組合法は1995年に成立した。この法律では協同組合の設立と登記、組織と監査、再建と解散などの問題が規定されている。設立と登記の手続は会社のそれと似ているが、この形態での外国投資家との合弁はそれほど一般的ではない。

5.2.5. 契約

契約に関する法的枠組みは1994年12月に改正されたモンゴル民法に明らかにされている。

5.2.6. 破産法

破産法は支払不能に陥った企業の再建と清算に係わる問題を調整する。しかし、この法律では企業の再建に関する詳細な規定はなされていない。現在、法務省によって破産法の改正案を作成中である。

5.2.7. 労働法規

外国からの出資者はモンゴル国民労働者を雇用することができる。雇用と労働契約には賃金、社会保障、年金などの問題を含む。

1991年の労働法と1994年の民法で労働に関する問題を調整している。

5.2.8. 外国直接投資のためのその他の法律

その他鉱物資源法、独占禁止法などの法律が外国直接投資に関わる問題を調整する。

5.3. 外国投資の促進あるいは特別許可が必要な分野

5.3.1. 外国投資率の制限と資本参加最低額

経済分野において外国投資率に特別の制限はない。ただし、外国投資法によれば登記された資本の20%以上の出資をもって「外国資本参加企業」と定義している(第11条の1)。

5.3.2. 外国投資促進分野

インフラストラクチャーの未整備は外国の企業がモンゴル国の市場に参入する時の障害の一つになっている。そのためモンゴル政府は、将来のさらなる外国投資を誘致するために、エネルギー供給・運輸・通信を含む必要不可欠なインフラストラクチャーの開発のための投資に特別な注意をはらっている。

また政府は外国および国内の民間資本を、輸入代替産業および天然資源と鉱山に誘致することに努力している。外国投資家には、食料などの生産のほかに、金鉱開発、モンゴル国の原料を利用した加工工場の建設などが期待されている。

5.3.3. 外国投資の特別許可の必要分野

現在のところモンゴル政府はまだいくつかの事業に関して許認可制度をとっている。その内容と許認可を付与する機関は以下の通り。

1. 防衛と安全保障を所轄する国家中央行政機関に付属する国営企業と国家が資本の一部を所有する企業への参加（国家資産委員会の国家資産庁、国防省）
2. 銃火器、軍備、爆発物、放射性物質、および可燃性物質の生産と修理（国防省）
3. 薬・劇薬以外の強い効力をもたらす物質の生成と販売（首相府）
4. ウオッカその他のアルコール飲料（馬乳酒・乳蒸留酒・ビールをのぞく）の製造（首相府）
5. 有価証券の発行（首相府）
6. 懸賞くじの販売（首相府）
7. 勲章・メダル・印章の製造（首相府）
8. 貴金属・貴石鉱山の開発とその加工（首相府）
9. 野生動物の皮の獲得と販売（首相府）
10. 薬剤・生物製剤の製造、薬草の採取（保健・社会保障省）
11. 全ての医療行為（首相府）
12. 化学製品・化粧品等の製造（農牧産業省）
13. 交通安全に関わるサービス（インフラ開発省）
14. 観光業（インフラ開発省）

5.3.4. 詳細情報の入手先

外国投資庁(BOARD OF FOREIGN INVESTMENT)

J.Sambuu str.-11

Ulaanbaatar 210538

Mongolia

Tel: 976-1-320871

976-1-310599

Fax: 976-1-324076

E-mail: investboard@magicnet.mn

5.4. 外国投資の実施形態

外国投資法によれば、外国投資は以下の形態で行われる。

- ・完全な外国人の出資による企業の設立
- ・モンゴル国民出資者と共同で外国資本参加企業の設立、ただし外国人の出資率は20%以上とする。
- ・既存の企業への出資
- ・法律または契約に基づいた鉱山権などの利権の取得

現在のところ、外国投資実施の最も現実的な形態は外国資本参加企業の設立である。100%の外国出資企業と合弁企業とでは手続き上の大きな違いはない。(5.2.3も参照)

5.5. 基本的な投資受入手続

投資受入手続は外国投資法と、通産大臣令第271号(1993年)で定められた外国資本参加企業の設立・登記・解散規則により規定されている。この法律と規則によれば、外国資本参加企業を設立しようとする出資者は、外国投資政策の実施所轄機関である外国投資庁に申請しなければならない。

出資者による申請書には、以下の事項が明記されなければならない(外投法12条の2)。

- (1) 出資者の名前、住所、国籍
- (2) 投資の種類と規模
- (3) 企業形態
- (4) 投資を行う部門、生産・サービスの内容。
- (5) 投資を行う時期、期間。

申請書には以下の書類を添付されなければならない(外投法12条の3)。

- (1) 出資者の身上書、法人であることの証明書の写し。
- (2) 外国資本参加企業の設立に関する契約書。
- (3) 外国資本参加企業の定款。
- (4) 投資に関わるマーケティング、マネージメント、テクノロジーその他の取り決め。
- (5) 施設機材財務計算書(Technical-Economic account)。
- (6) 出資者の支払い能力についての取引銀行の証明書。
- (7) 天然資源の探査・採掘および加工、土地の利用、特別の認可を取得しなければならない生産・サービスに関してモンゴル国の権限を有する機関が与えた認可。

申請書を添付書類とともに受領した日より14日以内に以下の事項についての専門機関の評価に基づき、外国投資庁長官令により認可の可否を決定する。

- (1) 法律・規則に適合してゐるか否か。
- (2) 自然環境に及ぼす影響。
- (3) 保健衛生面での要請に適合してゐるか否か。
- (4) 技術水準評価。

外国資本参加企業の設立を認可した場合、外国投資庁が認可証明書を与える。外国投資庁から認可が与えられた後、国税庁の登記機関が登記しその旨を公示する。

5.6. 外国投資への処遇

外国投資法では、外国投資に関する国有化や没収の問題、財産の所有・利用・処理、モンゴル国民と外国人の雇用、外国資本参加企業の事業内容などについて差別的な待遇を受けないことを規定している。

5.6.1. 奨励策

1993年の外国投資法では外国人出資者の資本所有率について制限を加えず、特に法律に規定された以外の全ての分野に出資することを認めている。新しい外国資本参加企業は、その事業内容によって一定の期間法人税や関税を減免される。

5.6.1.1. 様々な奨励策の概観

税制や財務的奨励策の他に、利益や配当を外国に送金できる権利など外国投資家を誘致するための様々な方策を執っている。

5.6.1.2. 資本と収益の送還

外国投資法第10条によれば、以下の所得・利潤を外国へ送金できる。

- ・自己に配当された所得、株式の配当。
- ・財産および有価証券の販売、財産権の他人への譲渡、企業からの脱退およびその解散により自己に配分された所得。

送金額には制限を設けない。

5.6.1.3. 税金・その他の奨励策

外国資本参加企業の登記資本を形成するために持ち込まれた機械・設備にたいする関税と販売税は免除される。

以下の分野へ参入する外国資本参加企業についてはそれぞれ表記の年間の法人税減免を行う。

- ・発電・暖房施設とその給配網、道路、鉄道、航空輸送およびエンジニアリング建築物、基本通信網については、10年間の免除とその後の50%減税。
- ・貴金属以外の鉱物資源や石油および石炭の採掘・精製、金属・化学・機械・電子産業については、5年間の免除とその後5年間の50%減税。

これ以外の分野で製品の50%以上を輸出する企業については、3年間の免税とその後の5年間の50%減税が与えられる。

収益の再投資はその額につき課税対象から控除される。外国投資参加企業は賃借の形態で土地を保有することができる。

上記の法人税減免措置は、モンゴル国財産私有化法に基づいて投資権利書によって購買された資産に対する外国投資には当てはまらない。

外国資本参加企業の免税と控除については、モンゴル政府の先端技術の導入、輸入代替産業の創設、バランスある地域開発のための政策に基づいている。そのため

各々の問題については政府の提案に基づき国家大会議で個別に決定される。

5.6.2. 外国資本参加企業の商業活動

5.6.2.1. 商業活動の範囲

モンゴル国に対する外国からの出資者によって行われる生産とサービスの種類と範囲にいかなる差別も無い。

5.6.2.2. 外国人労働者雇用問題

現行の外国投資法は合弁会社が外国人を雇用することを認めている。詳細な雇用手続は1994年の政令第49号によって定められた労働力の輸出入に関する規則に規定されている。合弁企業は外国人専門家の雇用申請を労働調整局に提出する。

申請書には以下の事項を添付する。

- ・外国人専門家の登録要請書
- ・外国人専門家の旅券の写し

外国資本参加企業が外国から雇用する人材の数に制限はない。

外国人労働者の賃金とその他の社会保障については労働契約で定められる。外国人労働者・専門家は所得税納税者であるが、外国投資法に基づき自分の賃金を送金する権利を有する。

外国人出資者と合弁会社はモンゴル国民を雇用する権利を有する。モンゴル国民の雇用に関わる全ての労働問題は、労働法とその他のモンゴル国内法で調整される。

5.6.2.3. 環境問題

外国資本参加企業は自然環境保護に関するモンゴル国の法規を遵守しなければならない。外国投資法は外国資本参加企業に対し、自然環境の保護と回復措置を義務づけている（第10条の2）。

5.7. 紛争の解決

外国投資に関する法規は、外国人およびモンゴル国民出資者に対して紛争解決の形態と裁判地の選択の自由を付与している。

外国投資法第25条は、外国人出資者とモンゴル国民出資者との間の紛争は、モンゴル国が加盟している国際条約あるいは当事者間に紛争についての契約の規定が無い場合はモンゴル国の裁判所で解決されることを規定している。

合弁企業の出資者は紛争の解決を仲裁機関に提出できる。紛争はモンゴル商工会議所付属貿易仲裁裁判所あるいはその他の国際法廷で仲裁される。

モンゴル国は「外国仲裁裁定の認知と執行に関する国連条約」（ニューヨーク、1958年）に加盟している。このことはモンゴル国で決定された仲裁裁定はこの条約に加盟する全ての国々で忠実に執行されることを意味する。

5.8. 投資保護施策

外国からの出資者はモンゴル国の法規とモンゴル国が加盟する国際条約によって保証された法的保護を享受する。外国投資法は外国人出資者の財産の国有化と不法

な収用を禁止している（第8条の2）。外国人出資者の財産は、ただ公共の利益に基づき、非差別の法的手続にしたがって、完全な市場価格による補償の下に収用される（第8条の3）。

外国人出資者は出資した財産の所有・利用・処理に関して、モンゴル国民と同等の権利を有する（第9条）。さらに国際協定が外国人出資者の財産と私権を保証する。

モンゴル国が加盟する、当該国と他国民との間の投資に係わる紛争の処理に関するワシントン条約（1963年）、多国間投資保証期間の創設に関するソウル条約（1985年）、投資と貿易に関するWTO協定（1995年）などにより、モンゴルに対する外国投資の保護の信頼できるメカニズムが醸成されている。

現在、モンゴル国は大規模資本輸出国を含む20か国以上と二国間投資協定を結んでいる。

またモンゴル国は1997年4月現在、中国、韓国、インド、ドイツ、ハンガリー、ロシア連邦、ベルギー、トルコなどの10か国以上と二重課税防止協定を結んでいる。

このように、国内法に加えてモンゴルが署名した二国間あるいは多国間協定によって投資の保護がなされている。

資料3

(1997年9月)

羅津・先鋒自由経済貿易地帯ビジネスセミナーにおける朝鮮民主主義人民共和国
对外経済協力推進委員会(CPEEC)実務担当者発言要旨

皆様方が羅津・先鋒自由経済貿易地帯に対して強い関心をお持ちになり、お忙しい
中このセミナーにお集まりいただきましたことに感謝申し上げます。

このセミナーで羅津・先鋒自由経済貿易地帯に対する皆様方のご理解が深まり、
同地帯の開発を中心に両国の経済協力と交流を更に拡大・発展させる点で有益な機会
となることを期待しながら、同地帯の開発に対する共和国政府の政策と現在の開発
状況を申し上げます。

共和国政府は我が国の経済発展の現実的 requirement と北東アジアの経済発展において
同地帯が占める地位、および世界経済の発展の趨勢の適切な分析に基づいて羅津・
先鋒地域を世界的な自由経済貿易地帯に開発するための検討を行い、1991年12月
28日に朝鮮民主主義人民共和国政務院の決定を経て全世界に対して公表をいたしました。

羅津・先鋒自由経済貿易地帯は豆満江（図們江）を挟んで、北朝鮮、中国、ロシア
の3カ国が国境を接している豆満江三角地帯に位置しています。

地理的には北東アジアの中心に位置し、北東アジアの開発と経済発展に有利な自然
条件および経済的条件、人的および物的潜在力を有しております、「黄金の三角地帯」と
呼ばれています。

共和国政府は羅津・先鋒自由経済貿易地帯を国際中継貿易、輸出品加工、観光・
金融サービスの3大機能を有する総合的自由経済地帯とすることを開発目標として
います。

これに伴い、その名称を自由経済貿易地帯と名付け、中国とロシアとを直接つなぐ
746 km²もの広い面積を有する地域を定めました。

共和国政府は羅津・先鋒自由経済貿易地帯を北東アジアの経済発展と開発条件を
考慮に入れ、投資効果を高めるという原則に基づいて、現実段階と展望段階に分けて
開発計画を実行しています。

共和国政府が掲げる開発目標は非常に高く、それを達成するためには莫大な資金と
時間が必要とされています。

我々は、同地帯の開発を現実的条件に合わせて、開発の優先順位を正しく定め、
投資効果を高めると同時に、国家の投資とともに世界各国・各地域および同胞からの
資本投資を積極的に受け入れることによって、同地帯の開発目標を達成しようとして
います。

共和国政府は羅津・先鋒地域を自由経済貿易地帯として宣言した後、これまでの
5年半の期間で同地域の門戸を開き、諸外国の投資家にとってより有利な投資環境を

提供するための政策を推進しています。

我々は、我が国で初めての自由経済貿易地帯を開発するために、世界各国の過去の経験と教訓を参考にして、同地域において世界的に通用する国際的経済秩序を確立し、かつ他国の自由経済貿易地帯に比べてより有利な投資環境および経済活動を保障するという原則の下で、投資環境の整備を進めています。

共和国政府が羅津・先鋒自由経済貿易地帯の開発に対して関心を持つ諸外国の投資家に有利な投資環境を提供するために、以下で述べるような積極的かつ主動的な開発政策を行っています。

第1に、諸外国の投資家に対して羅津・先鋒自由経済貿易地帯の往来の条件を改善することで、投資家への門戸を開くための現実的措置をとっています。そのために投資家が同地帯に入るためのビザ制度を廃止しました。

これまでノービザ制度を実施するに当たっては、現地に飛行場が無く、投資家が通過できる条件の整った橋もないことなどがある程度ネックとなっていましたが、昨年から元汀橋では第三国人も通過できるようになりました。

さらに、まもなく羅津と延吉の間にはヘリコプターによる直行便も開設される予定であり、定期および不定期の旅客便も相次いで運航される予定です。

第2に、投資に関連した全ての手続きを最大限に簡素化するための措置を実施しました。

羅津・先鋒自由経済貿易地帯の当局に対して投資に関連した権限を大幅に与えると同時に、機構体系を整備・整理することにより、投資家への全ての手続き面で迅速性、便宜性が保障されるようになりました。

現在、同地帯には投資手続が地域内で完結する「ワンストップ体系」が設けられました。

同地帯の当局では、土地賃貸権、企業創設審議権、代表団招請権をはじめとする投資と関連した各種の公的権限を基本的に行使しています。

同地帯への投資に関連した手続きは、今後この地域の開発が進み、外国からの投資が増えることによって一層簡素化されることになります。

第3に、同地帯への投資家がいかなる経済的制約を受けることもなく、自由な経済活動が行えるような措置をとりました。

我々は、投資家に対して企業管理と経営方法の自由な選択権を与えました。現在、全ての投資家は同地帯内では企業管理と経営方法に関してどのような方法を選択しても制限されることはありません。

投資家は法律が別に定めていない限り、生産活動、価格決定、製品の販売と物資の購入、市場の選択をはじめとする経営管理と投資財産に対して行政的干渉を受けることはありません。

市場価格体系に基づいた価格および単一通貨流通体系は、投資家が自由競争原理に基づいて企業活動が出来るようにするだけではなく、物資の購入および現地での製品

販売などについて柔軟な取引環境を整えることにもつながっています。

第4に、羅津・先鋒自由経済貿易地帯の開発と運営、投資誘致とこれに関連した法律の制定、人材養成事業、インフラ整備などの様々な分野で国家的支援を強化しています。

1991年末に羅津・先鋒地域を自由経済貿易地帯として宣言し、相次いで同地帯の法的地位を担保する「地帯法」をはじめとする51の法律と規定を公布しました。このような法律制定は同地帯の開発が進展するにつれ、今後さらに拡大されていくことでしょう。

同地帯では新しい措置により、1ドル当たり2.21ウォンと設定された外貨交換制度を廃止し、1997年6月1日から1ドル当たり200～210ウォンの為替レートで朝鮮国内ウォンだけを流通させています。これに伴い、軽工業部門をはじめとする外国投資企業の競争力は大きく強化されることが見込まれています。そして、外国人と外国企業からの投資も一層活発化されることでしょう。

また、1997年6月1日から同地帯の全ての企業は中央政府および地方機関から独立し、独立採算制を実施しております。「自由経済貿易地帯企業管理運営規定」と「自由経済貿易地帯価格規定」をはじめとする諸規定により、企業の管理運営における独自性が強化されるようになりました。言い換れば、同地帯内の企業は独自で収支をコントロールし、国家に利益をもたらすことができるよう、計画権、生産権、販売権、価格決定権を有し、企業の管理運営と経営活動を推進できるようになりました。

一方、我々は、将来に向けての人材養成を解決するために、同地帯を開発・運営するために必要な中心的人材を養成する専門学科を平壌にある大学に設置し、独自に人材養成を行うとともに、他国へ実習生を派遣する事業も実施しています。

羅津海運大学を羅津大学に改組し、同地帯の開発と管理運営サービスおよび貿易分野の専門家を総合的に養成するための準備事業を推進しています。そして、大学に特設学部を設け、人材管理のための短期再教育事業も実施しております。

「羅津科学技術大学」を設立し、自由経済貿易地帯の特性に応じた専門の人材養成のための準備事業も進めています。

今年に入ってからは、国連機構との緊密な協調の下で、オーストラリアとハンガリーに実習生を派遣し、羅津・先鋒自由貿易地帯の管理運営を行うのに必要な人材を養成しております。これと併行して、同地帯当局の責任者を中国とシンガポールをはじめとする東南アジア各国に派遣する研修旅行も組織しております。

また、我々は、国家の投資と建設部隊を動員して道路、通信、鉄道、ホテルをはじめとする同地帯のインフラの整備事業も積極的に進めております。

同地帯のインフラ整備を本格化させてから1年余りではありますが、この間に2億ウォンの国家資金を投入し、道路、鉄道、ホテルなどのインフラを整備してきました。

羅津港の1号埠頭に100万トンの能力を有する肥料中継設備が既に建設を完了し、

運営しているのをはじめとして、羅津港の荷役設備および保管設備が近代化され、新設および整備が行われています。

鉄道電化工事については 168 km の区間が完了しております。同地帯内の道路拡張工事も最終段階を迎え、現在舗装工事を進めており、鉄道、道路による中継輸送能力が高まりつつあります。

平壤・羅津間光ファイバーケーブル工事を国家投資により実施したことに続き、タイのロックスレー社との合作により同地帯内に近代的な通信網を設置し、IDD、無線電話による国際通信が実現されています。

香港のエンペラーグループが 1 億 8 千万ドルを投資し、近代的な 5 つ星級のホテル建設に着手したことをはじめ、羅津ホテル、600 室を有する観光宿泊所、賃貸オフィスビルの建設も進み、同地帯に対する投資家へ宿泊、食事および観光サービスが提供できる環境も整ってきました。

世界貿易センター協会の投資により羅津・先鋒地域に世界貿易センターの設立に対し合意も得られ、来年当初から建設に着手することも出来るようになりました。これにより、香港、中国、タイ、米国、日本等の諸外国が同地帯への投資に関心を示し、投資交渉を進めています。

第 5 に、羅津・先鋒地域に対する投資誘致において競争力を高めるために様々な優遇措置をとっています。

羅津・先鋒に投資する企業には他の地域よりも所得税率を 11% 引き下げ、減免期間を延長するとともに、賃金の水準も引き下げております。

また、土地建物等の不動産賃借料と社会公共サービス料金も周辺国よりも有利な水準を適用するなど、様々な優遇措置をとっています。

このような諸優遇措置によるメリットは奨励企業、ベンチャー企業の場合にはより大きくなります。

現在、多くの専門家と投資家は我々の優遇措置が周辺国に比べ、優位性を有している点に対して評価しています。

羅津・先鋒自由経済貿易地帯の投資条件が整備されるにつれ、同地帯に対する世界的関心と投資熱が徐々に高まっており、昨年の 9 月には UNDP(国連開発計画)と UNIDO(国連開発工業機構)の協力の下で、羅津・先鋒国際投資ビジネスフォーラムが開催されました。

海外では、26 ケ国から約 560 名の投資家が参加し、会議期間中に 2 億 8,500 万ドルの契約を含む 11 億 2,000 万ドルの投資契約と合意書が締結されました。

これまでに 65 の事業を対象に 3 億 7,000 万ドルの投資契約が締結され、外国資本 3,200 万ドルが投資されております。

今までに同地帯に設立された外国投資企業は 58 社であり、その内訳は合作企業 10 社、合弁企業 37 社、単独企業 11 社であり、外国企業の事務所および支社が 6 社となっております。

国連機構と世界各国の企業化の深い関心の中で行われたこのフォーラムをきっかけに羅津・先鋒自由経済貿易地帯の開発事業は新たな段階に入ったと言えます。

羅津・先鋒地域を世界屈指の自由経済地域に開発するのは共和国政府の確固不動の意思であります。

我が国の羅津・先鋒地域の開発事業は偉大なる故金日成主席の構想と提案により始まったものであり、地域開発を促進するのは建国の父である主席の遺訓です。

偉大なる金正日書記は「今日のための今日に生きるのではなく、明日のための今日に生きよう」という名言をお出しになり、偉大なる故金日成主席の遺訓を貫徹するために自由経済貿易地帯の開発事業を賢明に導いて下さいます。

羅津・先鋒地区を自由貿易地帯に宣言した後の5年間、我が国情勢は前例のない緊張したものとなっただけでなく、わが人民は民族の偉大なる父を失った最大の悲しみと不幸の中に置かれました。

しかし、共和国政府は複雑な情勢の変化にも揺らぐことなく、地域開発事業をうまくたゆまず推進してきました。もちろん我々の自由貿易地帯の開発事業においては、管理運営の経験と人材が不足し、資金事情も緊張した中で、難関に挑戦しようとしております。

しかし、こうした難関は開発途上における一時的なものであり、十分克服できるし、また現に克服しつつあります。

共和国政府は従来同様、これからも変わることなく、羅津・先鋒自由経済貿易地帯の開発事業を力強く推進していく方針であります。

我が国と日本は地理的に海を挟んだ隣国であり、経済文化交流の深い歴史もありますが、これまでの長い間、近いながらも遠い国として暮らしてきました。

共和国政府は冷戦の遺物、植民地統治の後遺症のような好ましからざる過去を清算し、両国間の関係が両国人民の意志と願いに相応しい「近くで近い」間柄となるように双方が努力しなければならないと思います。

こうした努力の一環として我々は、朝・日国交正常化が実現される以前でも、民間レベルで日本との経済交流を拡大・発展させることにたいして一貫した立場を堅持していきます。

両国間の関係を正常化させるに当たっては、我々経済人の責任が非常に大きいと思います。

我々経済人がさらに頑張って交流と協力を拡大していくのならば、相互理解と信頼を厚くし、国交関係を改善するための促進的な役割を果たすものと思われます。

我々は羅津・先鋒自由経済貿易地帯に日本の資本のための門戸をいつも開けておきます。

ご清聴ありがとうございました。

以上